

## むつ市議会第262回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

令和6年12月4日（水曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【議案一括上程、提案理由説明】

- 第1 議案第106号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第107号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第108号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第109号 令和6年度むつ市一般会計補正予算

#### 【一般質問】

- 第5 一般質問（市政一般に対する質問）
  - (1) 7番 住吉年広 議員
  - (2) 2番 杉浦弘樹 議員
  - (3) 6番 櫻田秀夫 議員
  - (4) 4番 工藤祥子 議員
  - (5) 15番 井田茂樹 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 高橋征志 | 2番  | 杉浦弘樹  |
| 3番  | 佐藤武  | 4番  | 工藤祥子  |
| 5番  | 濱田栄子 | 6番  | 櫻田秀夫  |
| 7番  | 住吉年広 | 8番  | 白井二郎  |
| 9番  | 富岡直哉 | 10番 | 村中浩明  |
| 11番 | 野中貴健 | 12番 | 佐藤広政  |
| 13番 | 東健而  | 14番 | 中村正志  |
| 15番 | 井田茂樹 | 16番 | 浅利竹二郎 |
| 17番 | 岡崎健吾 | 18番 | 佐々木隆徳 |
| 19番 | 佐賀英生 | 20番 | 大瀧次男  |
| 21番 | 佐々木肇 | 22番 | 富岡幸夫  |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

|   |       |                    |       |
|---|-------|--------------------|-------|
| 市長  | 山本知也  | 副市長                | 吉田真一  |
| 副市長   | 齋藤友彦  | 教育長                | 阿部謙一  |
| 公営企業<br>管 理 者   | 吉田和久  | 代 査 委 員            | 齊藤秀人  |
| 選挙管理<br>委 員 会 長   | 畑中政勝  | 農 委 員 会 長          | 坂本正一  |
| 総務部長  | 吉田由佳子 | 総 務 部 長<br>シ タ 推 進 | 藤島純   |
| 総務部<br>機 理 監  | 畑山勝利  | 政 策 推 進 長          | 角本力   |
| 財務部長  | 松谷勇   | 市 民 生 活 長          | 石橋秀治  |
| 健康福祉<br>部 長   | 斉藤洋一  | 健 づ 推 進<br>く 康 理 監 | 畑中美雅  |
| 子 ども<br>み ぶ る<br>s m i l e s<br>k i d s<br>o f f i c e<br>こ ころ<br>に り 所 長 | 菅原典子  | 産 業 政 策 長          | 伊藤大治郎 |
| 都市整備<br>部 長   | 木下尚一郎 | 建 設 技 術 長          | 小笠原洋一 |



## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

11月26日市長から、今定例会に議案4件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第4 議案一括上程、提案理由説明

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議案第106号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第4 議案第109号 令和6年度むつ市一般会計補正予算までの4件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） おはようございます。ただいま追加上程されました4議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第106号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、市職員の給料月額、寒冷地手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第107号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第108号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、これら2議案は、特別職職員等の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第109号 令和6年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、3億8,391万9,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、432億9,852万6,000円となります。

まず、歳出の主なものについてありますが、各款にわたり職員の給与改定、配置換え等に伴う給与費の増減調整をしております。

次に、歳入の主なものについてありますが、補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金を計上しております。なお、年度内に事業の完了が見込めないことから、第三田名部小学校なかよし会整備事業について、繰越明許費を設定しております。

以上をもちまして、追加上程されました4議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました4議案については、

12月10日に質疑並びに委員会付託または討論及び採決を行いますので、ご了承願います。

### ◎日程第5 一般質問

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第5 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんによりお手元に配信しております一覧の順となっております。

本日は、住吉年広議員、杉浦弘樹議員、櫻田秀夫議員、工藤祥子議員、井田茂樹議員の一般質問を行います。

#### ◎住吉年広議員

○議長（富岡幸夫） まず、住吉年広議員の登壇を求めます。7番住吉年広議員。

（7番 住吉年広議員登壇）

○7番（住吉年広） おはようございます。公明党、公明・自由会派の住吉年広でございます。

今年1年を振り返りますと、市民の皆様や関係者の方々とともに多くの挑戦を重ね、新たな成果を得ることができました。私たちむつ市議会綱引くらは、まさかりレガッタの経験を生かし、この2回目の挑戦で優勝を目指し、一丸となって努力を続けてまいりました。結果は、皆さんのご想像のとおりです。

綱引きは、一見すると単純なスポーツに見えますが、会派や党派を超えて一本の綱に全集中し、息を合わせて力を発揮することで、初めて勝負に挑める奥深い競技です。勝敗こそ振るいませんでしたが、それ以上に得られるものが多くありました。共に力を合わせる楽しさや、地域の皆さんと交流の喜びを肌で感じることができました。

綱を通してつながる地域の絆、こどもから大人まで一つになるエネルギーは、会場全体を明るく

温かく包み込んでいました。このようなイベントを通じて地域がさらに活気づくことを心から願っています。

最後に、大会運営にご尽力いただいた関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。そして、次回こそは上位入賞を目指し、むつ市議会チームを鍛え直し、次は必ずリベンジしたいと思います。チームの皆様、いかがでしょうか。

それでは、むつ市議会第262回定例会に当たり、通告に従いまして、4項目5点にわたり一般質問させていただきます。市長並びに理事者各位の皆様には、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1項目め、水道施設の維持管理について。水道事業は、ご承知のとおり市町村が経営することとなっています。財源は利用者が支払う水道料金で、水の供給に必要な費用を賄っています。水道事業の建設投資財源は、水道料金等を原資とする自己資金等が大きなウエートを占めています。

本市の上水道は、昭和39年より第1期上水道事業としてスタートしました。給水を開始して以来、地域の発展や市民生活の向上に寄与するため、安全安心な水道水の供給に努められてきました。しかしながら、近年においては人口減少等に伴う給水収益の低迷、水道施設の耐震化や老朽化対策への投資の増大等で、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増してきています。

そこで今回は、将来にわたる持続可能な水道施設の効率的、効果的な維持管理に向けてお尋ねいたします。

我が国においては、家庭、学校、企業などに必要な水を運ぶ水道管路は、全長約66万キロメートルあります。そのうち、法定耐用年数40年を超えた管路は17.6%と、水道施設の老朽化が進んでいます。

水道管の漏水破損事故は、全国で年間2万件以

上に上っていますが、設備を更新する予算がない自治体が多く、古い水道施設を使い続けなければならない事情もあることが課題とされています。

また、厚生労働省の調査によると、全国における水道施設の定期点検の実施率は、管路部分が約26%、構造物部分になると約9%と低迷しています。その背景には、国土交通省が昨年6月にまとめたインフラ長寿命化計画において、インフラの維持管理を担う技術系職員が5人以下の自治体は約半数、ゼロ人の自治体も2割を超えるという深刻な人材不足が挙げられています。将来にわたる水道施設の維持管理には、技術系人材の確保と徹底した点検体制の構築が重要です。

そこで、本市における状況をお尋ねします。具体的には、水道課における技術系職員の現況と水道施設の点検状況についてお伺いします。

続きまして、将来にわたる効果的な水道施設点検対策の一つとして、最新技術の水道管の劣化対策についてお尋ねいたします。むつ市内の水道管の総延長は約500キロメートルであり、年間の漏水修繕件数は約80件から90件と伺っています。水道管の漏水は断水にもつながるため、未然に防ぐ必要があります。本市も含め自治体の漏水調査は、通常探知機を使いながら、市全体を歩く必要があります。しかし、調査には膨大な時間と費用がかかることがどの自治体も課題となっています。

今水道管の劣化対策として、人工知能AIを活用した最新技術が注目されています。こうした技術の事例として、愛知県豊田市の取組を紹介します。

AIと衛星画像を用いた漏水調査を2020年8月より全国に先駆けてスタートしています。宇宙航空研究開発機構JAXAの人工衛星「だいち2号」は、合成開口レーダ（SAR）の技術を活用し、地球に向けてLバンド電波帯を照射することで、地表や地下の水分分布を解析します。この技術に

より、地下1メートルから2メートルの範囲に浸透する水分の変化を捉えることが可能です。

漏水調査では、SARが検知した地表近くの水分増加や反射特性の違いを解析し、漏水地点を特定します。さらに、衛星データと地上での水質情報を組み合わせることで、水道水の漏水かどうかを識別しています。最新技術を活用することで、漏水調査の効率や費用削減が可能となり、従来の指標に比べて大幅な時間短縮が実現されています。

反射特性を画像から人工知能AIで解析し、漏水の可能性を5段階で判断します。危険性が高い箇所を優先し、現地調査して、経年や水道管の種類にかかわらず漏水箇所が発見でき、早期修繕に生かすことができます。

豊田市では、2020年に衛星とAIを活用した漏水調査を実施し、探知機では5年かかる作業を僅か7か月で完了させることに成功しました。これにより作業時間を大幅に短縮しただけではなく、費用も従来の数千万円から数百万円に削減されています。こうした事例を踏まえ、本市においても水道事業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が必要であると考えております。特に衛星やAIなどの先進技術を活用した水道管の劣化対策について、本市のご見解をお伺いします。

質問の2項目め、GIGAスクール端末の更新について。GIGAスクール構想は、2019年12月に文部科学省が補正予算を計上し、児童1人1台の端末配備を目指して始まりました。2020年の新型コロナウイルス感染拡大を契機に急速に普及し、2024年8月時点で、その数は全国で950万台に達しています。これらの端末は、順次更新時期を迎え、特に2025年度には端末更新の68%が集中する見込みです。来年度の適切な調達に加え、使用済端末の処理も重要な課題となっています。

そこでお伺いします。G I G Aスクール構想の下で、本市では来年度以降、新規に何台の端末を購入し、旧端末をどのように処分する計画を立てているのでしょうか。また、データ消去や適切な再資源化に関して具体的にどのような対応を検討しているのかお伺いします。

さらに、3省合同通知や環境省の指針に基づき、小型家電リサイクル法の認定事業者との連携について、教育委員会の方針をお伺いいたします。

質問の3項目め、避難所D X（デジタルトランスフォーメーション）について、近年の大規模災害の頻発や自治体における人員、財源の減少を背景に、避難所のデジタル化の必要性が高まっています。避難所D Xとは、デジタル技術を活用して避難所運営を効率化し、避難所の安全と快適性を向上させる取組です。現在複数の自治体で実証実験が行われており、従来の紙ベースによる受付業務をデジタル化することで、避難所の情報登録を迅速化し、混雑やストレスを軽減する効果が確認されています。

具体的には、スマートフォンの情報入力、事前登録したQRコードの読み込み、身分証明書のOCR（光学文字認識）による読み取り、マイナンバーカードのICチップの読み取りなど様々な方法が提案されています。少子高齢化が進む中、限られた人員でも効率的な避難所運営が可能となるため、今後も実証実験を行った上で導入を進めていくべきと考えますが、市としてのご所見をお伺いいたします。

最後に、質問の4項目め、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票の投函漏れについて。先般の衆議院議員総選挙において、本市を含め全国で不在者投票の投函漏れが発生しました。例えば大阪府豊中市や富田林市では、比例代表の投票用紙550票余りが投函されず、無効となるミスが確認されてい

ます。これは、選挙の公正性に対する信頼を損ない、民主主義の根幹を揺るがしかねない重大な問題です。本市においても、市民から強い不安の声が寄せられています。

先日の行政報告では、経緯や対策について説明がありましたが、この問題の本質的な原因について十分言及があったとは思えません。自治体としての選挙管理に万全を期すためにも、今回の投函ミスの根本的原因について、選挙管理委員会委員長のご見解を改めてお伺いします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 住吉議員のご質問にお答えいたします。

防災行政についてのご質問、避難所D Xについてお答えいたします。まず、防災D Xに関する国の動向といたしましては、近年頻発化、激甚化する自然災害に対応するべく、避難所運営等の避難者支援業務のデジタル化を促進し、災害時の業務の効率化、高度化を図ることを目的に、関係省庁や地方自治体、民間企業等と連携を図りながら、避難者支援に向けた防災アプリ等の開発などを進めているものと把握しております。

具体的な事例といたしましては、専用アプリケーションの事前登録及び基本情報の入力を行った上で避難所に掲示したQRコードを読み取る方法や、マイナンバーカードや運転免許証を専用カメラで読み込むことで避難者情報を取得し、即座に受付完了となるほか、取得した情報を自治体側のシステムとひもづけることで、要支援者情報等を災害対策本部とリアルタイムで共有することが可能となり、避難所の混雑状況や必要な救援物資を把握することができるシステムなどが構築されているところであります。

また、自治体を対象とした実証実験も実施され

ているところであり、避難所入所手続に要する時間及び職員の業務負担の大幅な軽減が図られたとの検証結果も公表されております。

当市におきましても、これら先進的事例を参考に調査研究を進めており、当市の実情に即した避難所受付業務のデジタル化実現に向けて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 公営企業管理者。

（吉田和久公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（吉田和久） 住吉議員のご質問にお答えいたします。

まず、水道施設の維持管理についてのご質問の1点目、水道課の技術系職員の現況と水道施設の点検状況についてお答えいたします。水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化及び耐震化対策の業務に当たる技術系職員の不足などが全国的な課題となっており、当市も同様の状況に置かれております。現在当市の水道課職員は13人で、そのうち技術系職員は7人配置されており、技術の継承や職員の育成に取り組み、水道の安全、安定供給の確保に努めております。

水道施設の点検状況についてであります。水道管においては、管種、口径、布設年度などのデータを水道管路管理システムに取り込み、水道管の劣化状況を一元的に管理、把握することにより、計画的に更新を進めております。

また、配水池などの構造物においては、日常的な巡視による施設点検を行っているほか、河川に架かる水管橋の腐食や破損などについて定期的な目視による点検を行うなど、重要なライフラインとして水道施設の適切な管理に努めているところでもあります。

次に、ご質問の2点目、衛星やAI活用による最新技術の水道管劣化対策についてお答えいたします。現在当市が所有する水道管路の総延長は、

約500キロメートルに及び、老朽管路の漏水対応や更新工事に相当な費用と時間を要するなど、その対策に苦慮しております。

このような状況を踏まえ、当市におきましても衛星やAIを活用した漏水探知やリスク評価について検討を進めた経緯にありますが、探査精度や費用が高額であることなど、一定の課題もありますことから、現在は情報収集にとどまっております。

今後におきましても、技術の進歩や全国的に普及することによる費用抑制などの進展状況を見定めながら、その活用について研究を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 住吉議員の教育行政についてのご質問、GIGAスクール端末更新についてお答えいたします。

当市におきましては、令和2年度からタブレット導入を行い、現在は全ての児童・生徒に配布され、授業などで活用されております。一般的にタブレットの耐用年数は4年とされ、今後はタブレットの更新が課題となっており、当市においては令和2年度に導入いたしました約2,800台のタブレットについて、令和7年度以降の更新が必要になると考えております。

青森県では、青森県GIGAスクール推進協議会を設立し、県内市町村の更新計画を取りまとめ、共同調達を行っており、当市においても、この更新計画にのっとり、経費削減に努めながら計画的に更新を行ってまいりたいと考えております。

また、更新後の旧端末の処分についてであります。小型家電リサイクル法に基づく認定事業者へ処理を依頼し、個人情報漏えい等がないよう、確実なデータの消去及び廃棄を実施してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 選挙管理委員会委員長。  
（畑中政勝選挙管理委員会委員長  
登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 住吉議員の選挙行政についてのご質問、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票の投函漏れについてお答えいたします。

今回発生した不在者投票の投函漏れの根本的な原因につきましては、行政報告で申し上げましたとおり、10月27日に到着した不在者投票の投函処理作業中に追加の配達がある旨の連絡があり、追加分と併せて処理しようとして作業を中断し、その票を施錠できるキャビネットに一時保管いたしました。その後、追加で届いた不在者投票を処理、投函しましたが、同時に他の作業も進めていたため、一時保管した投票用紙の投函を失念したことが原因と考えております。

今後は、どのような状況下にあっても、開封作業から投函までを一連で完結させることの徹底、担当職員の専従化、マニュアルの整備を図り、さらには不在者投票の受理数と投函した票数が確実に確認できる体制を構築して、再発防止に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） それでは、水道施設維持管理についての再質問をさせていただきます。

本市としては、こうした先進技術の活用について、視察や情報収集を行う計画はありますか。また、もし現時点で具体的な計画がない場合でも、将来的な取組を検討する意思があるかお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 上下水道局長。

○上下水道局長市民生活部理事（中村 久） 水道事業を取り巻く環境が厳しい中、水道の安全、安定供給の確保に向けて、最新技術の活用必要性

は十分認識しているところでございます。最新技術の活用につきましては、姉妹都市であります福島県会津若松市が最新技術の先進地であることから、情報収集を行い、技術の進歩や全国的に普及することによる費用抑制等の進展状況を見定めながら研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

### ◎会議録署名議員の追加指名

○議長（富岡幸夫） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

20番大瀧次男議員を指名いたします。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 先ほど部長のほうから答弁あったように、情報収集を行うということですが、例えば姉妹都市である会津若松市が取り組む水道DXについて、具体的な視察の実施や関係者との意見交換会の場を設けることを検討することは可能でしょうか。また、こうした先進都市の取組を本市の施策にどのように生かしていくか、現時点で考えがあればお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 上下水道局長。

○上下水道局長市民生活部理事（中村 久） 昨年度私どもは、会津若松市の最新技術につきまして、オンラインを通じて情報収集、あと会話をしたという経緯もございます。そうした状況の中で、十分ではございませんが、一応頭の中には知識として入ってきておりますので、そういうことも踏まえまして、これからもっと広く情報収集を行いまして、これからの活用について研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 分かりました。私先ほど愛知県の豊田市の例を挙げましたけれども、会津若松市においても衛星画像解析技術を活用した管路診断の取組が評価されております。日本水道協会東北地方支部で最優秀発表賞も受賞しています。

同市は、全国に先駆けた水道DXの推進により、効率的かつ持続可能な水道管理を実現しており、その取組は当市の水道事業の将来検討において大いに参考になると考えております。現時点では視察の予定がないということですが、会津若松市の事例を直接視察し、最新技術の活用方法を学ぶ機会をぜひご検討いただくよう、よろしく願いいたします。

それでは、次は国土交通省が本年9月30日に有識者会議において、市町村ごとの水道カルテを作成し、年内に公表すると明らかにしました。このカルテは、水道管の耐震化率や料金水準を簡単に把握できるだけでなく、他自治体との比較も容易になることとされています。この水道カルテを活用することで、老朽化施設の更新計画や耐震化の強化を効果的に進めるとともに、市民負担の軽減を考慮した適正な料金設定に向けたデータ分析が重要になると考えます。

市としては、このカルテをどのように活用し、老朽化対策や耐震化をどのように加速化させていくお考えか、また市民負担の軽減を踏まえた適切な料金設定に向けた取組についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 上下水道局長。

○上下水道局長市民生活部理事（中村 久） 今後年内に国から公表が予定されております水道カルテにつきましては、現在不確かな部分もございますが、水道施設や埋設管の老朽度、耐震状況のほか料金回収率等、各水道事業体の現状を分かりやすく見える化する役割を果たすものと理解しているところでございます。

水道カルテにつきましては、これまで公表されております各種調査資料と併せ、様々な視点から資産状況や経営状況の把握や分析を行いまして、市民の皆様に分かりやすい資料づくりに活用させていただきたいと考えております。

また、老朽化及び耐震化に係る対策につきましても、これまでと同様、適切に対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 最後に、先ほど公営企業管理者の答弁のほうで、管理に係る職員が7名であるということでご説明いただきました。限られた人員の中で、約500キロメートルにも及ぶ広範な範囲を適切に管理いただいていることに感謝を申し上げます。また、点検が適切に実施されている状況も確認でき、大変心強くも感じております。引き続き適正な点検体制の徹底に努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

2021年10月に和歌山県和歌山市の紀の川に架かる六十谷水管橋が崩落し、市内6万世帯、約13万8,000人が1週間の断水に見舞われた事例は記憶に新しいかと思えます。現地調査では、アーチと水道管をつなぐつり材の腐食が原因であり、点検時に破断を見逃したことが問題視されました。この事例を受け、徹底した点検体制の強化が改めて重要視されています。

こうした中、点検体制の補強をする手段として、社会資本の点検を専門とするインフラ調査士の活用が注目されています。この資格を有することで、X線や超音波を用いた非破壊検査やセンサーを搭載したドローンを活用した高所点検が可能となり、隠れた欠陥の発見に大いに役立つとされています。本市におきましても、水源地や高所に位置する水道施設の点検における効果が期待できると考えています。つきましては、インフラ調査士の活用についても、ぜひご検討いただきますよう

お願いいたします。

以上で、水道施設の維持管理に関する質問は終わります。

次に、教育委員会のほうに再質問させていただきます。先ほど教育長から答弁いただきましたけれども、グーグルアカウントにひもづけられたデータはクラウド上に保存されていますが、端末にはキャッシュデータや一時的に保存されたファイル、ログイン情報などが残る可能性があります。これらが不適切に管理されると、第三者による悪用リスクが考えられます。端末返却時にキャッシュは一時データを完全に消去する必要がありますが、教育委員会としてはこのリスクについてどのように認識し、どのような対応を検討されているかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） データ消去に関してお答えいたします。

端末上に残るデータにつきましては、議員ご指摘のとおりであります。不正利用対策として暗号化されており、簡単にアクセスできない状態になっております。また、その端末上に残った暗号化されたデータにつきましても、管理コンソール上から端末の登録削除を行うと初期化が行われ、端末上のその暗号化されたデータが全て消去されることとなっております。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） それでは次に、廃棄スケジュールの詳細もちょっと確認したいと思うのですが、来年度に廃棄予定の端末数と、その対象時期はいつになりますか。また、廃棄の優先順位はどのように決定されていますか。例えば使用年数や端末の故障状態などが基準に含まれるのかお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 廃棄につきましては、来

年度以降、更新台数と同等の台数を順次廃棄してまいります。この廃棄につきましては、速やかに行うこととしております。更新予定が2,800台程度ということですので、その程度の台数を予定しております。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 次に、スケジュールの調整ということで確認したいのですが、廃棄スケジュールの中で端末初期化やデータ消去の作業はどの時点で行う予定か、またデータ消去や廃棄作業を委託する専門業者の選定状況と、その契約予定はどうなっているかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） データ消去に関しましては、使用しなくなった段階で速やかに対応することになります。その廃棄をする業者につきましては、認定事業者をお願いすることになりますが、事業者の選定につきましては、青森県における小型家電リサイクル法に基づく認定事業者が4者となっておりますので、その中から選定することになっております。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 教育委員会においては、端末更新及び処分にあたり、児童・生徒の保護者の信頼を確保し、法的、倫理的責任を果たすため、端末の完全初期化や専門業者のデータ消去の証明書の取得を含む適切なデータ消去の手順を徹底するとともに、物理的破壊や専門業者との連携による安全性の確保、そしてさらにはリユース、リサイクルの活用による環境負荷軽減等のコスト削減に取り組むことを要望させていただきます。

また、処分過程やデータ保護に関する方針について、より分かりやすく市民や保護者に説明し信頼を深めるために、情報の提供やポリシーの明文化を進めていただきたいと思います。

以上で、G I G Aスクールの端末更新について

の質問を終わります。

それでは、避難所D Xについての再質問をさせていただきます。災害発生時には、各自治体で避難所情報を把握し、災害対策本部へ共有する必要があります。しかし、紙面での受付やファクスによる情報共有、またパソコンでの手入力など、アナログの運用が基本となっているため、情報把握の即日性や担当者の業務量が多岐にわたるため、職員の負担軽減を図るためにD Xの導入が不可欠であると考えます。

令和3年8月9日から10日にかけて、台風8号が温帯低気圧に変わり、下北地域で豪雨災害が発生しました。この際、大畑地域で避難所運営を行った中で、受付などでどのような課題が浮き彫りになったのでしょうか。また、その後の検証を踏まえ、現在の避難所運営にどのような改善がなされているか、具体的な改善策や取組についてお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

令和3年8月9日、むつ市・風間浦村豪雨災害におきましては、これまでも報告しておりますとおり、大畑地区を中心に複数の避難所が開設され、一部開設期間が長期に及んだ避難所もございましたが、各避難所においては適切かつ正確な避難者名簿の管理がなされていたものと認識しております。

しかしながら、一部自主避難の形となったことから、避難所開設の初期段階においては、市職員よりも早く避難所に到着していた避難者の方々が、避難所に到着後、一旦落ち着いた後に名簿を記入するケースが大部分を占めていたこともあり、事前に受付を設置した上で避難者を受け入れる運用とすることは、現実的に困難であったことが課題の一つとして挙げられるところでございま

す。

また、避難所生活が長期にわたった場合、避難所対応職員が限られている中においては、入所時のみならず、避難所を退所する方の把握に苦慮する場面も見受けられたとの報告も受けておりますことから、今後デジタル手法の導入を検討していく中で、参考にすべき事例であったと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 今危機管理監のほうから、一旦落ち着いてから受付したということで、即時性から考えればやっぱり課題であるなというふうに捉えております。

先ほど市長のほうからも答弁ありましたけれども、避難所D Xの導入には多額の費用がかかります。小規模自治体を含めたコスト負担の軽減策について、市としてどのようにお考えでしょうか。また、国や県の補助制度を活用する具体的な計画があればお伺いします。

さらに、全国で行われている実証実験の成果について、本市としてどのように評価し、実証実験を実施する場合の具体的なスケジュールや目標についてお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） お答えいたします。

避難所運営の受付業務におけるD Xとしましては、アプリを利用するものであったり、機械を利用する方法であったりと様々な解決策があると認識しております。導入により多額な費用がかかるという可能性もあることから、どんな方法が当市にとって望ましいか、現在検討しております。

現在検討しているシステムといたしましては、市公式LINEを活用したシステムを検討しております。このシステムは、追加費用がかかるとなく実装が可能となり、今後当該サービスを用い

て避難所運営の負担軽減に資するかどうか検証してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

あとスケジュールに関しましては、現在作成しておりますので、その内容を踏まえて次年度検証し、活用できるという段階からスタートしたいと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 避難所DXにおける一番のポイントは、迅速かつ効率的な情報共有と意思決定です。これにより避難者や運営スタッフが必要な情報をリアルタイムに入手し、適切な対応を迅速に行うことが可能になります。

一方で、導入コストを考慮すると、多くの市民が利用している先ほど言った公式LINEを活用することで、行政負担の軽減を図りながら、安価に実現できる可能性があります。実際にGovTech Expressが提供する公式LINEアカウントを利用して、避難所チェックインを実装している鹿児島県のさつま町、山形県の庄内町、あとは熊本県の宇城市など成功事例が挙げられます。これらの事例を参考に、むつ市でも公式LINEを活用したDX導入を検討し、住民にとって、より安全で便利な避難所運営を見いだしていただくよう要望いたします。

また、特に小規模自治体にある本市においては、コスト削減と住民への迅速な情報提供を両立させることが重要です。そのため国や県が提供する補助制度も積極的に活用し、効率的かつ効果的な避難所DXの実現を目指していただきたいと思えます。

以上で、避難所DXの質問は終わります。

最後に、選挙管理委員会委員長のほうに再質問させていただきます。先ほど答弁いただいた内容は、多分行政報告とほぼ同じと。私は、その部

分は聞きたかった部分ではなかったもので、その本当の本質の部分だったのですけれども、ちょっとまだ納得していないという感じはあります。

選挙管理事務は、本来ミスなく正確に遂行されるべき業務です。しかし、実際には選挙ごとに多くのミスが発生しており、その件数は近年増加傾向にあります。特に令和元年には200件にも達しています。なぜミスが発生し、なかなか改正されないのでしょうか。

その背景として、選挙制度の多様化が挙げられます。近年不在者投票や期日前投票制度の見直しが進み、利用者が増加しています。また、平成27年には選挙年齢の引下げに伴う選挙人名簿制度の改正が行われ、その後も投票環境の向上を目指した必要な改正が相次いだ結果、選挙管理事務が複雑化しています。さらに、行政改革による自治体職員の減少が影響を与えています。

選挙管理委員会事務局職員の数が減り、短期間での異動が常態化する中で、選挙事務に精通した人材が十分に育っていないこともミスが減らない一因と考えられるのではないのでしょうか。

そこで、再度の質問ですけれども、選挙管理におけるミスは、最悪の場合、選挙の無効につながります。それによって再選挙が必要となれば、莫大な税金が投入され、選挙管理委員会や選挙制度そのものに対する信頼が大きく損なわれるリスクがあります。このように選挙管理執行におけるミスは、役所のほかの業務と比較しても、社会や行政に与える影響は極めて大きいものです。

そこで、選挙管理執行事務においてミスをしないことの意義について、改めてお示してください。

○議長（富岡幸夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（野坂武史） お答えいたします。

選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要

かつ基本的な機会であります。その執行に当たりましては、公平公正、かつミスがなく適正に執行されることが大前提であり、それにより市民の皆様からの選挙に対する信頼が保たれるものと考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 選挙管理におけるミスを防止するためには、具体的な対策が求められますが、これに関連して青森県選挙管理委員会にはどのような助言を求めたのか、具体的な内容をお聞かせください。

また、その助言をどのように活用しているのかについても、併せてお答えください。

○議長（富岡幸夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（野坂武史） お答えいたします。

青森県選挙管理委員会に助言を求めていますがおりますが、選挙が終了いたしますと、総務省が国政選挙や統一地方選挙で発生した管理執行上の問題となった事案について、県選挙管理委員会を通じて全国に照会が行われます。総務省がそれらを取りまとめ、問題事案の事例集として各選挙管理委員会に情報共有を行っており、その事例集を今後の改善に向けた参考資料として活用しております。

これらの事例を自分たちにも起こり得る問題として捉え、同じような誤りを起こさないよう、選挙時における執行体制の改善に向けて検討を重ね、しっかりと実行していくことが求められているものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 今ミスの発生事例集ということですが、それを基にした職員向けの教育や研修プログラムを実施する際、どのように活用

すれば効果的な研修を提供できるとお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（野坂武史） お答えいたします。

今回のミスなどにもありますけれども、各地域の事例、総務省がまとめたものにつきましては、対策事例が全て掲載されております。それらを選挙開始前に、現在でも行っておりますが、選挙の従事職員に説明会等を開催する際に、特にミスのあった部分については重点的に説明をしながら、ミスの減少に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 1点確認したいのですが、先ほど委員長のほうから答弁あったように、その対策、原因はお聞きしましたが、今回の原因の中で、人手不足という部分ではないという認識でよろしいですか。

○議長（富岡幸夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（野坂武史） お答えいたします。

今回の事例発生につきましては、発生した案件に影響した部分として考えられておりますが、開票場所が替わったこと、そして選挙の準備期間が非常に短かったことが大きな影響を与えていると考えられておりますので、人事的な要素というよりも、現在ご説明いたしましたこの2点が今回の選挙に関しては大きな影響があったのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 実は、そこを確認したかったのです。そういう内容であればしっかり受け止めて、人手不足であれば、また違う対策になると思

うのですけれども、今回はヒューマンエラーということなので、それをしっかりまずやっていただきたいというふうな思いです。

来年度は参議院選挙を控え、選挙管理委員会には今回の事件を真摯に受け止め、再発防止に向けた万全な対策を講じる責任があります。選挙は民主主義を支える基盤であり、その公正性や信頼性が損なわれることは、社会全体に深刻な影響を与えます。

そのために、市民の貴重な1票を確実に反映させるために、システム（作業工程の改善）、人材（研修と専門性の向上）、ルール（マニュアルの標準化）という3つの視点から、以下の点を3点要望させていただきます。

1点目が、作業工程の見直しと管理体制の強化。1つが、開封から投函までの作業を一貫して行えるシステムの構築をしていただきたいです。2点目がチェックリストの導入により、責任の所在を明確化すること。

大きな2番目が、人材育成と専門性の向上。1つが、専門性を持つ職員を育成し、安定した運営体制を構築すること。専従担当を配置し、選挙業務に特化した研修を実施すること。

3点目が、業務の標準化とマニュアルの整備。5W1Hを取り入れた実効性の高いマニュアルを作成すること。2つ目が、関係者全員が統一された手順を理解し、実行できる体制を構築すること。これを要望させていただきます。

来年度、参議院議員選挙が公正かつ円滑に執行されることは、市民からの信頼を回復し、民主主義を支える重要な責務であると改めて強く感じております。市民一人一人が安心して貴重な1票を行使できる環境を整えるため、選挙管理委員会が再発防止に向けた取組を着実に実行されることを期待しております。職員一同一丸となって課題解決に取り組み、公正で信頼される選挙執行を必ず

実現していただきたいと心より願っております。

以上で、不在者投票の投函漏れについての質問を終わります。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（富岡幸夫） これで、住吉年広議員の質問を終わります。

ここで、午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎杉浦弘樹議員

○議長（富岡幸夫） 次は、杉浦弘樹議員の登壇を求めます。2番杉浦弘樹議員。

（2番 杉浦弘樹議員登壇）

○2番（杉浦弘樹） おはようございます。2番杉浦弘樹です。

先ほど壇上では住吉議員が、先般開催されたむつ市綱引大会で一勝もできなかった市議会綱引くらぶの話をしておられました。私はこの大事な大会で寝坊をして遅刻してしまい、ほとんど戦力にならないという失態を犯してしまいましたので、このことについては特に何も触れずに一般質問に入りたいと思います。

市長並びに理事者各位におかれましては、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

1項目めは、地域おこし協力隊についてお伺いいたします。現在多くの自治体でこの制度を活用し、地域活性化を図る活動を行っておりますが、地域おこし協力隊の特徴は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発や販売、一次産業への従事

など、地域での活動を行いながら定住定着を図る制度であり、各自治体から委嘱を受け、おおむね1年から3年をかけて活動をしていきます。むつ市では、現在川内地区に拠点を置くNPO法人シェルフォレスト川内が協力隊員を受け入れ、主に西通地区である川内、脇野沢地区での地域活動を行っております。

私は、人口減少社会において地方を取り巻く環境はより一層厳しさを増す中で、この制度は有効的な制度であると考えており、むつ市議会第261回定例会での決算審査特別委員会で、2023年度における川内地区、脇野沢地区での協力隊が企画運営する事業の件数、詳細について質疑しましたが、そのときは担当課から明確な答弁がもらえませんでした。その後担当課に直接確認したところ、2023年度は9件の主催事業を実施したと回答をいただきましたが、地区別の事業を確認したところ、川内地区で7件、脇野沢地区で2件の主催事業を実施したという報告でありました。

現状協力隊の活動実績は、川内地区に拠点を置いての活動ということで、地区別での活動には偏りがあるという結果が分かりました。また、事業内容を見ますと、脇野沢地区で実施した事業においては、地域の特色を生かした事業ではないものも見受けられ、協力隊の地域活動において差があることも分かりました。

このような結果から、今後の地域おこし協力隊制度の運営は、有効かつ効果的に活動するためにも各地区に拠点を置く団体等で協力隊員を受け入れ、地域住民と一緒に活動する体制へと変更する必要があると考えます。

また、これまで協力隊の活動実績で定住定着した事例もあると聞いておりますが、今後協力隊員を増員して活動エリアを広げることや、協力隊を希望する人がむつ市を選んでもらうための魅力ある活動内容を提示するためにも、活動後の安心か

つ充実した定住定着の支援策を盛り込むことが今後の高い定住実績につながるものと考えており、国や県による協力隊員の定住支援策のほかに独自の制度も必要ではないかと考えます。

そこで、1点目の質問は、活動実績と今後の課題について、2点目は、定住支援策についてお伺いします。

2項目めは、行政の窓口業務についてお伺いたします。1点目のカスタマーハラスメント対策についてですが、以前から社会問題化しているカスタマーハラスメント、略してカスハラは、これまでに明確な解決方法は確立されていないといったことから、民間企業では独自のカスハラ対策を実施するなどして対応し、従業員を守る対策を講じている現状がありました。しかし、現在では厚生労働省で民間企業でのカスハラ対策の一環としてカスタマーハラスメント対策企業マニュアルを作成するなどして対策を実施しておりますが、行政においても多くのカスハラ被害があることから、最近では条例を制定するなどして対応する自治体が増えてきました。

カスハラ対応は、理不尽なクレームや言動、過度な要求等から職員を守るために必要な対応策ではありますが、企業ではカスハラ対策が進んでいても、行政側では民間よりもカスハラ対策が進んでいない現状も見受けられます。問題点としては、自治体が公共の利益のために存在する組織であり、全ての住民をサービスの対象としている組織としての特性があることが主な理由であります。

しかし、このような事情があるにせよ、業務に支障が出たりするものや、職員に対して過度なストレスを与えるようなカスハラに対しては有効的な対応策が求められるのではないかと考えます。

そこで、市ではカスハラに対し、どのような対策を講じているのかお聞きしたいと思います。

2点目の窓口相談の対応についてですが、住民

から私への相談内容で、専門性の高い子育てや福祉関連での行政への窓口相談をした際に、相談した内容とサービス内容が違うといった相談が寄せられることがあります。

そこで、相談者と行政側の双方から聞き取りをしますと、結局は専門性の高い相談内容であることから、相談した内容の正確性においては若干の違いや相談者と行政側で意思疎通ができていないことから、結果として双方で言った、言わないのケースになっていることが多いように感じております。こういったケースでは、先ほどからのカスハラに発展するケースも考えられることから、今後は相談者からの了解があれば、相談内容を行政側で録音するなどの対応策が必要ではないかと考えますが、むつ市では現在こういった専門性の高い相談に対し、どのように対応しているのか、また相談した内容とサービス内容に違いがあった場合の住民の再度の相談に対し、どのように対応しているのかをお聞きします。

3項目めは、地震対策についてお伺いいたします。日本は世界有数の地震大国であり、日頃から地震に備えて準備をし、地震が発生した際は落ち着いて行動することが求められておりますが、先月より陸奥湾を震源とする地震が頻発しており、沿岸に住む住民は落ち着かない状況が続いております。

これまでに陸奥湾内の地震は90年前にマグニチュード5程度の地震が観測されたそうですが、過去には陸奥湾周辺において、マグニチュード7程度の地震も発生していることもあったそうで、津波が発生した際の避難については、これまで以上に迅速な対応が求められております。

また、最近では県でも陸奥湾を震源とする地震についての情報を発信しており、内陸直下型の地震では、津波が発生した場合、海岸から300メートルから600メートルの範囲で最大3.2メートルの

津波が来ることや、発生から僅か2分から8分で津波の第1波が到達することが想定されるなどの情報を発信しており、これまでの津波防災マップが適用されない部分が出てくるものと思われま。住民が自分の命を守る手段として、市としても必要な情報を住民に提供することや、地域の防災力強化のため、今回の地震についてどういった対応をしているのでしょうか。

そこで、質問は、最近頻発する陸奥湾を震源とする地震への対応と見解についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 杉浦議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域おこし協力隊についてのご質問につきましては担当部長から、行政の窓口業務についてのご質問につきましては、副市長からの答弁とさせていただきます。

次に、地震対策についてのご質問、最近頻発する陸奥湾を震源とする地震への対応と見解についてお答えいたします。市といたしましては、まず陸奥湾内を震源とする地震を含めまして、地震に対する基本的な対応は共通であるということを市民の皆様にご認識いただきたいと思いますと考えております。日頃から地震に備えた適切な行動を身につけていただくことが何よりも重要であり、一例として災害備蓄品の用意や避難経路の確認、各種防災訓練への参加など、災害時に適切に行動できるような防災意識の向上を図ることが市民の皆様一人一人の命を守るために不可欠であると認識しております。

こうした考えの下、去る11月15日に実施された県下一斉のシェイクアウト訓練の際には、市内に緊急速報メールを発出し、訓練参加を促す取組に

加え、市役所本庁舎及び分庁舎でも職員を対象とした地震対応訓練を行うなど、地震に備えた取組を進めております。

なお、当地域が直面する様々なリスクに対しましては、行政だけではなく、地域団体、企業及び市民の皆様との連携も重要になるものと認識しており、自助、共助、公助の取組の強化を図りつつ、地域全体で強固な防災減災の体制を築いてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） 杉浦議員のご質問にお答えいたします。

まず、行政の窓口業務についてのご質問の1点目、カスタマーハラスメント対策についてお答えいたします。昨今SNS上などにおいて個人を誹謗中傷する内容が個人名とともに書き込まれるカスタマーハラスメントの事例が、民間企業や地方公共団体を問わず全国的に見受けられております。しかしながら、当市役所におきましては、現時点でカスタマーハラスメントに該当する案件は認知してございません。

また、カスタマーハラスメントを防ぐための条例の制定に関しましては、現在全国で東京都と北海道のみが関係する条例を制定しており、それぞれ来年4月の施行に向けて準備を進めている状況にあります。

市といたしましては、まずは当市における状況、さらには他地域の動向について研究してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、窓口相談の対応についてであります。相談対応での行き違いを回避するために、市民の皆様が来庁された際に、相談内容を録音してはどうかにつきましては、相談される方が相談内容の録音を必要とするかどうか、また全ての窓口で録音機能を導入するための費用対効果など、幾つかの課題がございますので、今後

慎重に検討してまいりたいと考えております。

あわせて、窓口相談における行き違い防止に向けて、分かりやすい説明の徹底、記録の明確化、複数の職員での対応などを通じ、職員一人一人がこれまで以上に相談される方に寄り添った丁寧な対応を心がけてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） 地域おこし協力隊についてのご質問の1点目、活動実績と今後の課題についてお答えいたします。

市では、川内、脇野沢地区において、地域資源を活用した体験アクティビティーの開発や地元の方と連携したイベントの開催などを通じ、地域活性化を図るため、令和3年度から地域おこし協力隊員を設置しております。

地域おこし協力隊の活動は多岐にわたり、例えば川内地区では青森県出身のアーティストGOMAさんの展示会、脇野沢地区では親子でイルカウォッチングなどといった地域にぎわいをもたらす様々な事業を実施しております。

これまでの活動実績につきましては、令和3年度が川内地区で3事業、令和4年度はむつ地区で1事業、川内地区で8事業、脇野沢地区で1事業の合計10事業を実施しております。

また、令和5年度は先ほど議員からもお話がありましたけれども、川内地区で7事業、脇野沢地区で2事業の合計9事業となっております。今年度は現在のところ川内地区で3事業、脇野沢地区で1事業、むつ、川内、脇野沢地区の広域で1事業の合計5事業を実施しております。

このほかにも、川内、脇野沢地区の情報誌「しえるメール」の発行や、地域の清掃活動、イベントへの協力など、積極的に地域の活動に参画し、地域の活性化に取り組んでいるところでございます。

次に、今後の課題につきましては、地域おこし協力隊の効果をほかの活動にも広げていくことだというふうに考えております。地域おこし協力隊の活動を効果的にするためには、隊員を支え、共に活動する地域の方々や団体などといった地域の受皿が必要でありますので、各地区の団体等とコミュニケーションを図りながら、受入体制の強化を図る必要があると考えております。

地域おこし協力隊は、地域の活性化だけでなく、地域への定住、そして起業、創業にもつながるものでありまして、人口減少が進む中、地域課題の解決に効果的であることから、現在各地区への隊員の配置や新たな分野への活用などについて、地域の受皿も含めて検討を進めているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、定住支援策についてであります。地域おこし協力隊員が任期終了後に起業、事業承継をする場合や、引き続き定住するために空き家を改修する場合、市が負担した経費の一部について国が財政措置をする制度がございます。また、市独自の取組といたしましては、空き家・空き地バンクを公開するとともに、空き家の購入費用等について、50万円を上限に補助する空家等利活用推進事業費補助金制度も設けております。そのほかにも起業に係る国の制度等の紹介や生活情報の提供など、任期を終えた隊員の当市での新たなチャレンジや生活を支援してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） それでは、順次再質問いたします。

まずは地域おこし協力隊についての1点目、活動実績と今後の課題についてですけれども、以前この地域おこし協力隊について、村中浩明議員がむつ市議会第256回定例会で一般質問をしております。その際、市のほうから活動エリアの拡大も

検討してまいりたいというふうなことで答弁をいただいていたと思います。今回もその文言が入っていたかと思うのですが、去年もそのような形で答弁されていまして、ただ、今年実施されていなく、そして今回もそういった答弁がされているということで、これは来年度からこの活動エリアの拡大というのは考えているのかどうか。今現状、西通地区での活動がメインです。やはり大畑地区、そういったところでの活動も視野に展開していただければと考えているのですが、そちらの答弁のほうをよろしく願います。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

活動が実施に至っていないというようなご指摘でございますけれども、これにつきましては、どのような分野やエリアで地域おこし協力隊員が活用できるかという検討を重ねてまいりまして、本年度は本年7月から観光物産振興によるインバウンド旅行客を呼び込むことを目的に、しもきたTAB Iあしすとにおいて、体験プログラム・観光ツアーイベント企画運営、物産振興事業の企画運営、各種DMO用務を活動内容とした地域おこし協力隊員の募集を行ったのでありますけれども、今のところ応募者がおらず、配置には至っていないような状況でございます。

また、川内、脇野沢地区以外での地域おこし協力隊の活用につきましても、現在検討しているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 今答弁いただいた部分ですけれども、村中浩明議員が質問したむつ市議会第256回定例会の答弁では、今後は活動エリアの拡大や実施事業の拡大を視野に入れ、そのために必要となる協力隊員の増員に対して検討してまいり

たい、このように答弁がありました。

今インバウンド向けの何とかというふうな話をしましたよね。そこについての地域おこし協力隊の増員の部分は、これは実施事業の拡大だと思うのです。そのほかに活動エリアの拡大というふうなことも答弁されております。

この実施事業の拡大は、来年度から一応やっていくことで、もうほぼ決まっていると。ただ、募集はかけているけれども、人が来ていない、そういった現状ですよ。でも活動エリアの拡大については、去年答弁して、まだ見通しすら立っていないというふうなことなのですから、この見通しの立たない理由といたしましては、やはり私が求めます協力隊の地元受入れですよ。例えば大畑地区のほうで協力隊員に地域活動をさせたい、その受入団体のほうも含めて、なかなかその該当するところが決まらないから、活動エリアの拡大に広がらないのか、その辺の部分をお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

先ほど答弁の中にもありましたけれども、まず地域の受皿というところが大事でございまして、地域おこしというのは、何かテーマとか目的のために集まった市民の皆様で行われるものだというふうに認識しておりまして、これが地域の受皿ではないかと思えます。

地域おこし協力隊員の事業といいますのは、この地域の受皿の支援をするものだというふうに認識しておりまして、現在のところ、しもきたT A B I あしすとさんでそういうものをしたということで、ではそういう支援が必要ですねということと事業を進めておりまして、もちろん他の地域でもこういうことをしたいというようなお話があれば、それは支援の必要がありますので、この募集というのこれから進んでいくのかと思えます

けれども、そのために例えば今脇野沢では、わきのさわ「夢」プロジェクトと題しまして、市民の皆さんのお話を市長自らお伺いしたりとか、そういうところで地域の声を聞きながら進めているところでございます。

そういった形で、今後市民の活動を支援したりとか、その活動の手助けや起爆剤というところでは、この地域おこし協力隊員を活用するということは、場面として出てくると認識しております。その上で、脇野沢地区の活動実績が少ないというところでございますけれども、今申しましたとおり各地区の課題の把握、またその解決については、その地区の方々や団体の皆様と連携した取組が効果的だと考えておりますので、それらの皆様とコミュニケーションを図りながら、地域おこし協力隊員の受入体制の強化、また配置について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） ちょうど今部長が最後に答弁した部分、私今再質問しようと思っていたら、先に答弁いただきましたので、実際川内地区と脇野沢地区、イベントが件数的にもどうしても強弱、差が出ているというふうなことで、この結果についてどういうふうな形で解決すべきかというふうなことで質問しようと思っていました。そうしたら、もう先に意思疎通ができていたのか、答弁いただきましたので、ちょっとこの再質問はやめさせていただくのですけれども。

結果として、実際に2023年度、全部で9件の主催事業がありました。川内7件、脇野沢2件なのですけれども、これ川内地区で行っているイベントを見ますと、これ斬新なイベントで、私はすごく興味を持ったのです。実は私、お酒もあまり飲みませんし、音楽とかそういった芸術的なセンスが全くゼロでございまして、音楽とかも全然聞

かないのですけれども、下北ワインとジャズの夕べというので、これ2年連続で開催しているイベントみたいで、人気のイベントだと。私これ見たときに、すごい、ああ、こういったこともやっているのだと。また、企画展ということで「畑マタギ展～熊を撃ち、山をつなぐ～」、これとかも特別座談会とかも実施していると。また、今度イベント等をいろいろやって、例えばむつ川内ホタテフェスティバル、来場者1,000人。これすごいですよ、来場者1,000人というのは。なかなかそうやれるイベントではないので。こういった形で川内地区では非常に目を引くイベント、斬新なイベントをやっているのですけれども。

では、脇野沢で行っているイベントはどうかと聞いてみると、先ほど部長も話ししていました親子でイルカウォッチング、これは去年は2回開催したそうなのですけれども、2回とも船が欠航して、どちらも陸からの観察となったということで、これはどうしても仕方ない部分はあるのかなと思うのですけれども。

もう一点です、脇野沢の食育事業。これ概要をちょっと今話をさせていただくと、「11月中旬から下旬にかけて下北の魚を使った食育事業を脇野沢で実施した。参加者のこどもたちが、むつ管内で料理関係の商売をしている講師の方からレクチャーを受けて、魚を三枚おろしにしたり、骨を抜いたりして、おすしやしゃぶしゃぶを作った」とありますけれども、これ脇野沢の特徴が何も入っていないのです。こういうふうなところがどうしても、川内に拠点を置いているから、脇野沢地区で行う事業と川内で行う事業に差が出ているのではないかというふうなことで、私のほう話をしております。

この部分についても、やはり先ほど部長が答弁されております、その地域のコミュニケーション等の部分を今後やっていく必要がある。そこで

解決していくのか、それとも今現状、こういった形で差が出ているのはどこに問題点があるのか、ちょっとそちらのほうをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、やはり市民の皆さんのやりたいことであったり、希望するものであったり、地域の誇れるものであったりというのがどういうことなのかというところを、まずは地域おこし協力隊員もそうですけれども、市のほうとしても認識していく必要があります、そういったものを市民の皆さんと共有しつつ、地域の皆さんと共有しつつ、何が必要かということについてしっかりと対話していくことが必要なのではないかと思っております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 部長、そのとおりです。やはりこの脇野沢の食育事業のイベントは、脇野沢地域の人たちとコミュニケーションを取って行った事業なのかなというふうなのも完全に、そこに該当していくと思っております。なので、今言った部分を実践していくためにも、やはり地域での受入団体のほうを整備していくというふうなのが必要となると思います。

答弁のほうでも、一応私が提案した部分については、前向きなのかどうかは抜きにしても、一応検討していきたいというふうなことでは話をいただきましたので、やはり地域の特色を生かしたイベント、そこに地域住民が入っていくためにも、地域で協力隊員を受け入れる、その整備というふうなのは必要だと思っておりますので、ぜひともその部分については前向きに何とか検討していただければと思います。

来年度からしもきたTABIあしすとさんが中心となって新たな観光団体を設立すると聞いてお

りますけれども、この観光団体の部分において、地域の観光協会が吸収合併して設立される団体だというふうに私聞いております。実際に市内では川内と脇野沢の観光協会が解散して、この新たな団体のほうに吸収合併されるということなのですけれども、今現状、脇野沢地区ではイベントの開催の部分に関しては、脇野沢庁舎と脇野沢観光協会が協力してイベントを行っております。川内地区は、基本的に地域おこし協力隊の方々が企画運営してイベントをやってくれているのですけれども、脇野沢地区の現状は、今そういった現状であります。

ただ、この新たな団体が設立されて、来年の3月で脇野沢の観光協会がなくなりますので、そうするとイベントの開催について、脇野沢庁舎のほうに、より一層負担がかかっていく形になります。なので、そういった職員負担の軽減のためにも、脇野沢地区にある団体、実際に観光協会の中の部門で、例えば焼干ラーメンをイベントで販売するグループは、今回この観光協会が消滅するに当たって、新たに自分たちで団体のほうを任意で立ち上げて活動していくというふうなことで、今現時点では動いております。なので、実際にはそういった任意団体の部分も地域で活動をしていく形で今検討はしております。

また、そのほかの団体等もいろいろあります。なので、そういったところとできるだけコミュニケーションを取って、まずは地域おこし協力隊員を脇野沢で受け入れるような環境のほう、ぜひとも市のほうも協力して整備していただければ、そうすれば今回のような地域差でどうしても活動の差が、強弱が出るというふうなことは絶対回避されると思いますので、何とかそういったところでご検討のほうをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2点目の定住支援策について再質問

いたします。任期終了後の起業の部分については、隊員1人100万円を上限に財政措置される制度があるというふうなことで答弁もされておりましたけれども、どうしても任期が終わってすぐ起業というふうな形のケースというのは、そうそう多いわけではないと思うのです。例えば任期3年務めました、地域に愛着が湧いて、本来であれば定住定着したいのだけれども、なかなかその生活の部分で不安だというふうなことで、市のほうでは、行政側としては、例えばそういった残りたい人に対しての就職のあっせんや紹介、そういった部分の制度というものはあるのかどうか。もしないのであれば、今回私のほうで今提案しますので、今後そういった部分の創設について考えることはあるのか、そちらのほうをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

再就職のための支援というのは、地域おこし協力隊員というその活動の性格、地域の中に入って行って、地域の活動を支援するということからすると、例えばご自分で起業したりとか創業したりとかというところをメインに考えており、単に定住とかそういうところでは今のところは考えておりませんので、就職のあっせんとかそういうところについては行っておりません。

ただ、先ほど申しましたとおり、もし活動を続けていきたいということであれば、それを支援するために、例えば住居であるとか、国の制度を活用した起業支援であるとか、費用の面で支援することは可能だというふうに思っておりますし、今のところそういう方というのはいらっしゃいませんけれども、今後もそれは実施していけるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 分かりました。この就職のあ

っせんや紹介の部分については、本来の目的の部分から、やっていないし、今後もこの部分を創設するのは考えてはいないみたいな形だったので、その部分については、どうしても地域おこし協力隊の本来の目的とかいろいろあると思います。もし協力隊員の方々がそういった希望を出した場合には、ぜひ検討していただければと思います。

何よりこの協力隊員の方々が地域で活動するに当たって、自由に活動でき、そして地域とのコミュニケーションを取りながら地域が発展していくような形というふうなのは、今後もまだまだいろいろ議論していく余地はあると思いますので、ぜひとも今後もそちらのほうはご検討いただいて、地域おこし協力隊を今後ずっと制度として活用できるように、何とかお願いしたいと思います。

それでは、2点目の行政の窓口業務についての再質問、1点目のカスタマーハラスメントについてなのですが、こちらのほうは再質問ではなく、要望をして終わりたいと思います。

先ほど答弁では、カスハラ被害のほうは報告されていないといった回答でありました。ただ、実際に職員が被害に遭っていたとしても、詳しい聞き取り調査等いろいろあると思うのです。もしこのカスハラ被害のほうを報告した場合、詳しい聞き取り調査等があると思うので、そういったことによる煩わしさから泣き寝入りしているケースももしかしたらあるのかもしれませんが。ぜひとも職員を守る部分でもありますので、この就業環境を整備する観点からも、今後は条例の制定、あとはルールづくり、例えば北海道のほうでは、このカスハラ防止啓発、こういったのも行政側のほうで行っております。どういった行動がカスハラになるのか、具体的内容で分かりやすく掲示しているといったケースもありますので、今後行政側のほうでも何らかの対策を行っていただくよう、よろ

しくお願いいたします。

それでは、2点目の窓口相談についてですが、こちらのほうは再質問させていただきます。録音の部分についてです。幾つかの課題がある、そしてその課題がある中で慎重に検討してまいりたいというふうなことで答弁ありました。この幾つかの課題についてです。録音を導入するに当たって、この幾つかの課題で一番障害となる部分は何になるのか、そちらのほうをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

市では、不当要求行為等対応マニュアルを策定しておりまして、不当要求行為への対策として録音するという点については有効であるというふうに考えております。

一方、議員ご質問の行き違いの防止等のための録音ということになりますと、対面で録音された状況で相談するという点にお客様のほうで抵抗感がないかどうかですとか、また都度都度その録音の必要性を確認されることの煩わしさですとか、また行き違いを防止するという点になりますと、本庁舎、分庁舎、それから上下水道局など、多くの窓口で設置が必要となりますことから、それによる費用対効果などの検討が必要だというふうに考えております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 私も先ほどから申ししており、あくまでも相談者の了解を得て録音していくというふうなことを導入したらいいのではないのかと申しております。費用対効果の部分というふうなことを言われますと、なかなか私もそこに対してはいろいろと反論はできないのですけれども、でも今現在、この録音の部分について、市では市役所への電話については、通話は録音しておりますよね。だけれども、対面での部分について、

了解を得ても録音する、その部分を採用できないのはなぜなのか。なぜ電話では通話の録音をしているのか、こちらの理由のほうをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田由佳子） 電話の通話録音機能の導入につきましては、職員に対する暴言や理不尽な要求及び業務に関係のない勧誘電話等の抑制のほか、職員の電話対応の質の向上を目的に導入したところでございます。

繰り返しとなりますけれども、相談窓口への録音機能の導入ということにつきましては、先ほど答弁でありましたような課題の検討が必要と考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 分かりました。これ以上質問しても、多分平行線になると思うので、この辺で再質問のほうを取りあえず終わりたいと思うのですが、ただ実際にこの言った、言わないの部分での相談というのは、実は私結構多いのです。多分議員の方々でも、この類いの相談というのはそこそこあると思うのです。我々とすれば、そういった部分を解決するためにも、録音があれば、正確性の部分においては、やはり担保されるものであるので、絶対必要だと思います。やはり相談者の人も、「自分はこう言ったのだけれどもな」、そこの部分を確認できれば、なおさらその方も相談した部分において、「私言っているんだよね」と、「何で対応できないのかな」というふうなことで、やはり解決に導いていくものでもあると思っておりますので、何とか越えなければいけないハードルを越えてでも、この録音の部分についてはぜひ前向きに今後検討していただきたいと思っております。

それでは、3点目の地震対策についてお伺いいたします。市長からも答弁ありました陸奥湾を震

源とする地震への対応と見解ということで、こちらの対応、例えば避難する部分については全ての地震においては共通であるよというふうなことで話をしていました。ただ、実際に津波防災マップありますよね、これは全ての地震を想定した中での避難の計画の部分とか、マップの部分を表示していると思うのですが、実際に陸奥湾を震源とする地震が起きた津波の場合というのは、ほとんどあれ、私は該当しないと思っているのです。

実際に県のほうで情報を流しておりましたけれども、津波の到達が2分から8分でしたか。発生から僅か2分から8分で津波の第1波が到達することが予想される。だけれども、津波防災マップの、例えば脇野沢の部分とかでは、これ以上の時間を掲載しているものもあります。やはり防災マップのほうを見て行動される方もいると思うので、この部分について正確な情報に書き換えていかなければいけないと思うのですが、そういった部分についての変更を今後考えているのかどうか、そちらのほうをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 議員おっしゃるとおり、陸奥湾を震源とする地震につきましても対応が必要であると認識しておりますけれども、去る11月27日に実施されました青森県知事の記者会見によりますと、詳細なデータや科学的知見に基づく専門家の見解といたしまして、狭い範囲の地震活動にとどまっており、顕著な地殻変動は確認されていないことから、現時点で取り立てて心配なところではなく、通常地震活動の一部であるというふうな見解がございますので、今後も国や県の専門機関の動向を注視しながら、最新の知見を、また情報収集を活用しながら、市民の安全安心を確保するための必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番(杉浦弘樹) では、今回の地震について、市では独自にこの地震の原因とか、専門的なところからの情報などは得ているのかどうか、そちらのほうをお聞きしたいと思います。

○議長(富岡幸夫) 危機管理監。

○総務部危機管理監(畑山勝利) お答えいたします。

地震に関する専門的な調査や分析につきましては、国や県の専門機関が実施しており、市といたしましては、それらの機関から提供される情報やデータを基に地震、津波の被害想定 of 把握や各種防災計画の見直しなどに取り組んでございます。とりわけ陸奥湾を震源とする地震につきましても、去る11月27日に実施されました青森県知事の記者会見により詳細なデータや科学的知見に基づく専門家の見解として、市長の答弁の繰り返しになりますが、狭い範囲の地震活動にとどまっております、顕著な地殻変動は確認されていないことから、現時点では取り立てて心配なところはなく、通常 of 地震活動の一部である旨の評価が示されたところでございます。

今後も国や県の専門機関の動向を注視し、最新の知見や情報を適切に収集、活用しながら、市民の皆様 of 安全安心を確保するために必要な対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(富岡幸夫) 2番。

○2番(杉浦弘樹) 今回の陸奥湾を震源とする地震について、もし津波が来た場合、私の母はどちらかといえば足が悪いので、2分から8分で津波が到達するのだったら、絶対自分は逃げられないなというふうなことで話をしています。そのときに私がいれば、母をおぶってでも、担いででも走って逃げるのですけれども、私も市議会議員でございまして、どうしても家を空けることも多々あります。そうすると、そのいないときに地震が

起きた場合、多分うちの母は助からない可能性があるのかなというので、正直複雑な思いでいるのです。だからこそ、やはり地震が起きた際の津波の部分での現状の予想、こういった部分は情報が公開されて、更新をしなければいけない場合に関しては、すぐにでもやはりしていただけて、正確な情報を市民のほうに提供していただければ、そこについて地域住民、ましてや個人もそうなのですけれども、何らかの対応をさらに考えていくきっかけになると思いますので、何とかその辺、ご対応のほうをよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(富岡幸夫) これで杉浦弘樹議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時10分 再開

○議長(富岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎櫻田秀夫議員

○議長(富岡幸夫) 次は、櫻田秀夫議員の登壇を求めます。6番櫻田秀夫議員。

(6番 櫻田秀夫議員登壇)

○6番(櫻田秀夫) こんにちは。公明党、公明・自由会派の櫻田秀夫です。むつ市議会第262回定例会に当たり、通告に従い一般質問させていただきます。市長をはじめ理事者の皆様には、簡潔明瞭、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1項目め、子育て支援について質問いたします。子育て支援アプリ「母子モ」の利用状況と今後の課題についてお伺いいたします。子育て

支援をさらに充実させる取組として、子育て支援アプリ「母子モ」についてお話しさせていただきます。「母子モ」は、予防接種の予約や成長記録、地域の育児情報の提供などを通じて、育児にまつわる負担を軽減し、家族で情報を共有することで育児の分担を促進するアプリです。このアプリのロゴは、厳しい環境下で協力して子育てを行う親子のペンギンをモチーフとし、利用者にも同じように家族で支え合いながら子育てを楽しんでいただきたいという思いが込められています。

山口県山口市の具体的な効果として、オンライン申請率は約97%に達し、自治体側でも業務の効率化が進んでいます。また、総合相談窓口「山口市子ども家庭センター」をオープンし、保護者の負担軽減と業務効率化を実現しています。また、庄原市では、庄原ほのぼのネットアプリを導入し、乳幼児健診のデジタル化を進めることで、問診票記載の負担軽減やデータ管理の効率化を図っています。

「母子モ」は、育児を楽しみやすくするために設計されたアプリです。予防接種の予約、成長記録、地域の育児情報の共有など、育児の面倒やリスクを軽減し、情報を家族で共有することで育児を分担できるサービスとなっております。

このように、子育て支援アプリ「母子モ」の導入は保護者の利便性向上だけでなく、自治体の業務効率化にも大きな効果をもたらしております。

そこで、1点目、ゼロ歳から3歳までの当市の登録者数について、2点目、年代別登録者数について、3点目、現在登録している方のきっかけ、どのようなきっかけで登録していただいたのか、4点目、運営に当たっての課題について伺います。

2項目目、食育推進に向けた取組について伺います。食育とは、食に関する知識や技能を学び、健康的な食生活を実践するための教育で

す。具体的には、バランスの取れた食事、地域の食材の大切さ、食文化の理解などを含みます。食育は、幼少期から大人まで、全ての世代に対して行われ、健康の維持増進、地域経済の活性化、環境保護などに寄与します。学校や家庭、地域での活動を通じて、食に関する正しい知識を広め、食を楽しみながら健康的な生活を送ることだと思えますが、そこで質問の1点目、こどもの食育推進についての市長のご見解をお伺いいたします。

2点目、当市におけるこどもの食育推進の取組、今後の方向性について伺います。

次に、教育行政について質問いたします。質問の1項目目は、インクルーシブ教育の現状と課題について伺います。今年の10月には、金谷公園に待望のインクルーシブ遊具が整備され、身近で未就学児を持つ保護者の方より喜びの声をいただきました。こうした遊具は、全てを包み込むという意味の英語から、インクルーシブ遊具と呼ばれ、全国の自治体が整備を進めており、障がいの有無にかかわらず、こどもたちが一緒に遊べるよう工夫された遊具となっております。

金谷公園では、花のような形をした回転遊具や、車椅子に乗ったまま遊べるよう、地面から70センチメートルほどの高さに造られたテーブル状の砂場や、靴を脱いで裸足で自由に走ることのできる遊び場など、こどもたちのニーズに適用した遊び場であり、成長過程において大切な体験型の学びやであると認識しております。

インクルーシブ教育において、横のつながり、いわゆる同世代との交流、コミュニケーションが重要と考えます。交流籍制度を活用した取組は、多様な学びの場を提供し、学生の社会的スキルを向上させることを目指しています。この制度は、異なる学校や地域の学生が一時的に籍を置くことで、異なる文化や価値観を理解し、共感力を養う機会を提供します。

また、交流籍制度を通じて、学生は新しい環境に適應する力や問題解決能力を身につけることができます。この取組は、学生一人一人の成長を促し、より包括的な学校環境を実現するための重要な手段となっています。さらに交流籍制度は、学校間の連携を強化し、教育の質を向上させる効果も期待されております。

このように、インクルーシブ教育における交流籍制度の活用は、学生の多様な成長を支えるための有効な手段となっております。

そこで、当市における交流籍制度による居住地校交流を実施している学校について、1点目お伺いいたします。2点目、対応する教職員の専門性について、3点目、教育現場においての課題についてお伺いいたします。

次に、2項目め、教育改革（午前5時間制）についてお伺いいたします。1980年度（昭和55年）に始まったゆとり教育は、自ら考え、正しく判断できる力を持つ児童・生徒の育成を目指し、道徳教育や体育を重視し、カリキュラムの精査と授業時間の削減が行われました。1992年（平成4年）には、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成を掲げ、個性を重視した教育、幼稚園から中学校教育までの一貫性、体験的な学習や問題解決的な学習を導入しました。2002年度（平成14年）には自ら学び、自ら考えるなどの「生きる力を育む」をテーマに、年間授業時数の縮減（年間70単位時間）や完全学校週5日制が採用されました。これらのゆとり教育は、時代ごとに異なる特徴を持ち、自らを重要視する点で共通しています。

当時の子どもたちは受け身で、自分の考えを表現することが難しかったと言えます。ゆとり教育の背景には、詰め込み型教育への反省があります。多くの生徒が学習内容に、ついていけない状況に対処するため、個性重視や生涯学習、国際化、情報化への対応が重視されました。さらに、不登校

やいじめ、非行、自殺といった社会問題への対策としても期待されました。

2006年（平成18年）には、教育基本法が改正され、2008年（平成20年）には新たな学習指導要領が告示されました。この指導要領では、生きる力の育成、知識、技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力のバランスを重視し、授業時数が増加されました。道徳教育や体育などの充実を図り、豊かな心と健やかな体を育成しました。小・中学校では、授業時数の実質10%程度の増加や、小学校高学年の外国語活動、総合的な学習時間の削減、言語活動や理数教育の充実、保健体育での武道必修化が行われました。これにより、脱ゆとり教育と呼ばれる改革が実施されました。生きる力とは、自分で課題を見つけ、行動し、問題を解決する力、他人と協調し、思いやる心のある豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力から成る力を指します。

2010年の学習指導要領の基本的な考え方は、2020年の教育改革にも受け継がれ、知識の習得だけでなく、その活用方法にも重点が置かれました。

2020年には、新たな学習指導要領が全面実施され、小学生のプログラミング教育や小学3年生からの英語授業の導入、アクティブ・ラーニングの導入などが含まれました。これにより、教員の授業進行方法の見直しや生徒同士の対話的学習が進められ、学習の仕方自体が変化しております。

アクティブ・ラーニングとは、生徒が能動的に学習プロセスに参加する手法で、グループディスカッションやディベートなどが一般的です。これは、生徒が考え、積極的に授業に参加することで確かな学習効果を得ることを目的としています。学習内容よりも学び方に焦点が当たっており、主体的な学習が重視されています。時代の変化に伴い、教育体系が深化してまいりました。

そこで、当市においても少子化に伴う歴史ある

学校の閉校に伴う統合や職員の人材不足等の現状を踏まえ、質問の1点目、職員の働き方の現状について、2点目、午前5時間授業の取組導入についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 櫻田議員のご質問にお答えいたします。

まず、子育て支援についてのご質問の1点目、子育て支援アプリ「母子モ」の利用状況と今後の課題につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の2点目、未就学児の食育についてお答えいたします。食育とは、健康的な食の在り方を考えるとともに、様々な経験を通じて健全な食生活を実践できる力を育むことです。当市におきましては、未就学児の健康課題が多いことから、主に健康づくりの視点から食育推進の取組を実施しております。

具体的には、栄養や口腔ケアに関する正しい知識を提供し、保護者の方の不安を軽減するため、離乳食教室、乳幼児健診、母子健康教室において、栄養状態や生活習慣に関する助言指導を行っております。

また、保育施設や子育て支援センターにおいて元気教室を開催し、バランスのよい食事の講話や食育についてのお便りの配付等を実施しており、乳幼児期から健康に関心を持ち、ご家庭で実践していただけるよう取り組んでおります。

乳幼児期からの食育を通じて健康な状態を維持できるよう取り組んでいくことは、生涯の健康と健康寿命の延伸につながっていくものであると認識しております。

今後におきましても、乳幼児の健やかな成長、発達、歯の健康等、乳幼児の健康づくりの視点を

含め、ご家庭や保育施設における食育の重要性を啓発し、食育をさらに推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 櫻田議員の教育行政についてのご質問の1点目、インクルーシブ教育の現状と課題についてお答えいたします。

インクルーシブ教育は、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが同じ場で共に学ぶ教育であり、障がいのある子どもが地域社会の一員として豊かに生きるために、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮し、その充実を図ることが重要であると認識いたしております。

市内各小・中学校におきましても、インクルーシブ教育の理念を基盤として教育活動が日々展開されており、具体的には特別支援学級の児童・生徒が必要な支援を受けながら、通常学級で共に学習することが日常的に行われております。

また、授業のユニバーサルデザイン化を取り入れ、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが学びの充実感を得るための授業改善も進められております。

これらの取組により、多様性を認め合い、共に成長していこうという学級、学校集団の雰囲気醸成されておりますが、同じ空間で授業を受けるだけでは交流や相互理解が十分に進むとは限りません。様々な障がいを持った子どもを含め、一人一人に適した指導が必要であり、教員の専門性をさらに高めることが求められていると認識いたしております。

さらに、特別支援学校の児童・生徒が自身が住んでいる地域の小・中学校に交流籍と呼ばれる学籍を置いて居住地校交流を行う交流籍制度を推進しており、交流している児童・生徒数は、令和4年度及び令和5年度は各15名、令和6年度は26名

となっております。

また、スクールカウンセラー、スクールサポーター等を学校へ配置し、児童・生徒の支援の充実を図っておりますが、人材の確保が難しいという課題もあります。

教育委員会といたしましては、今後も障がいの有無にかかわらず、児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばすことを目指すとともに、特別な配慮が必要な児童・生徒への支援を一層充実させるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、校務改善並びに教育改革（午前5時間制）についてお答えいたします。校務改善につきましては、私どものほうで週1日の定時退勤日、そして長期休業中には学校休業日を設定しており、先生方の勤務の軽減を図っております。また、校務改善ソフト等の導入も行っており、こうした施策の結果、毎年度先生方の勤務時間を超える在校等時間は確実に短縮されております。特に中学校においては、ここ2年ほどは毎年度10時間以上縮減が進んでおり、非常に喜ばしく思っているところであります。

午前5時間制につきましては、文部科学省研究開発学校の取組として研究されていることを承知しており、教育委員会でもその情報を収集しているところであります。この制度の主なメリットとしては、柔軟な教育課程を編成することができるほか、放課後の時間を生み出し、教職員が授業準備や研修等に活用できる点などが考えられます。

一方、デメリットとしては、始業時刻が早くなる、給食の開始時刻が遅くなるなど、児童・生徒の負担が少なからずあることが考えられます。また、当市におきましては、学区外通学の家庭や遠方から通う教職員の時間的負担、そして下校時刻が早まることによる放課後のこどもの居場所づくりも大きな課題になるものと考えております。

日課表の作成は、校長の権限で行うことになっており、毎年見直しが行われているものの、市内で日常的に午前5時間授業を導入する小・中学校がないことは、このような課題を考慮してのことだと考えております。

教育委員会といたしましては、現在市内一斉に導入することは考えておりませんが、先進的に取り組む全国の学校の動向を注視し、引き続き研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） 子育て支援についてのご質問の1点目、子育て支援アプリ「母子モ」の利用状況と今後の課題についてお答えいたします。

まず、ゼロ歳から3歳のお子様がいらっしゃる方の「母子モ」の登録数は611人となっております。また、「母子モ」を導入した令和2年度から令和5年度までの登録者数の累計は、令和2年度は604人、令和3年度799人、令和4年度984人、令和5年度1,098人となっており、令和5年度の年代別の登録者数につきましては、20代は227人、30代541人、40代166人、50代以上19人、年齢未登録の方が145人となっております。

なお、「母子モ」の周知につきましては、市のホームページや子育てガイドブックなどに掲載しているほか、妊娠届、出生届け時の窓口対応や、母子保健事業の際にチラシをお渡しし、ご説明しております。

「母子モ」は、母子健康手帳と併用し、無料でご利用いただけるものとなっております。妊婦健診の記録、お子様の身長、体重のグラフ化、予防接種日のお知らせなど、子育てに必要な機能を備えているほか、お子様の成長を写真や文章で残し、ご家族と共有することが可能となっております。

そのほか、市からの情報発信として、乳幼児健

診の日程やこども向け絵本の紹介記事などの定期的な配信に加え、各種イベントの情報について随時配信しております。

課題といたしましては、新規登録者数が減少傾向にあることから、今後におきましては様々な場面で周知を図り、子育て支援の一環として「母子モ」の効果的な運用に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） 丁寧なご答弁、ありがとうございます。

「母子モ」に関しては、再質問はないのですが、それでもここ数年増えて、今1,000人を超えるということで、なおかつ年齢が30代の方が一番多いということですね。結構僕も「むちゅば」とか、公式LINEでも、こういう「母子モ」ではないのですが、情報なんかもそうですし、結構最新情報が速報で来ますよね。そういう点については、本当に頑張っていたら、感謝申し上げます。

今後の課題というのもあると思うのですが、全国で、今大体650以上の自治体で実施されております。個人情報観点、そういった部分もありますし、様々な問題があると思うのですが、これからもこの子育て支援に対する「母子モ」の情報、特に「母子モ」でも、予防接種というのは、すごく小さいお子さんが多いではないですか。そうなったときに、お母さんたちが、その日程を管理するのが大変だという部分では、本当に助かっていると思いますので、今後とも、また推進のほうをよろしく願います。

続いて、食育推進に向けた取組についての再質問させていただきます。保育施設等での保護者に対しての情報提供、どのような形で市で行っているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

市内の保育施設等では、毎月保護者へ配付する給食の献立表で使用する食材をお知らせしております。また、季節ごとの食材や料理にまつわる由来、健康な体づくりに必要なことなどを併せて紹介している施設もございます。

食育の支援につきましては、園児が育てて収穫した野菜を使って調理をしたり、2か年をかけたみそ造りやマナー教室を行うなど、施設それぞれで創意工夫しながら食育を行っていると考えています。

市といたしましては、先ほども答弁いたしましたが、保育施設における元気教室等で食育についての情報提供をしております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ありがとうございます。学校給食とかむつ市で地場産の野菜とか果物を積極的に取り入れて、こどもたちに栄養バランスの取れたものを提供しているかと思うのですが、実際小学校、中学校となると市の管轄なので、給食なんかで提供できる機会もあるのですが、未就学のお子さんを対象とした食育というよりも、食材のよさというものを実感してもらって、むつ市の季節のおいしい旬の野菜、また魚介類なんかありますけれども、そういったものを市として、この物価高騰の大変な中、支援するのは難しいことだとは思いますが、もし支援していただけるものであれば、ぜひお願いしたいなと思います。

では次、インクルーシブ教育の再質問をさせていただきます。インクルーシブ教育で通常学級に在籍する発達障がいの子の学びを保障することが重要になっておりますが、一つの方法として、先ほど教育長の答弁でもありました授業のユニバーサルデザインというのが注目されておりますが、この

授業のユニバーサルデザインとはどういうものなのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

授業のユニバーサルデザイン化とは、障害者の権利に関する条約において定義されているユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、学力の優劣や発達障がい等の有無にかかわらず、全ての子どもが楽しく学び合い、分かり、できるように工夫、改善された通常学級における授業のことを指しております。発達障がい等の特性を有する子どもにとっては、なくてはならない支援であり、そのほかの周囲の子どもにとっては、あると便利な支援となります。

一例を申し上げます、参加、活動のための工夫があります。掲示、音、目に入る人の動きなど、集中の妨げになる教室内の刺激をある程度制限し、それによって授業に集中させるようにします。さらに詳しく申し上げますと、学校でそれまで学んでいたものを掲示物として黒板の周り、廊下の壁、後ろのほうに貼って、子どもたちが授業でつまづいたときに助けにする、そのようなことを普通に行っております。しかしながら、たくさんあれば、子どもたちはどれを探していいか迷います。本当に必要なものを絞って掲示することができれば、先ほど申し上げた特性のある子どもたちにとっては探しやすいものになりますし、それ以外の子どもにとっても基本的なものを見つけやすい、そしてそれを基に自ら考える機会を与える。そのように、双方にとって情報量を少なくすることが非常に効率的になることが一般的に知られております。

また、理解のための工夫として、スモールステップ化があり、達成までのプロセスに細かな段階をつくることで、目標を達成しやすくする等の工夫もなされております。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ありがとうございます。ユニバーサルデザインのピラミッド型でイメージしていただくと、プロセスの段階がありまして、ピラミッド型で構造されて表しているのですが、下からいうと、参加、理解、習得、活用から成る4段階の構成の階層モデルで授業の土台となるのは参加です。子どもが授業に参加することが最初の段階であります。次に理解があり、参加した上で理解できることが求められます。その次に習得、その上に活用と続きます。活用の工夫の視点は、適用化、機能化が挙げられます。学んだことを別の課題に適用してみたり、生活の中で機能させてみたりすることで、授業で学んだことを使いこなすことができるようになります。このような視点の工夫を考えて授業を改善してはいかがでしょうか。

また次に、先ほど教育長から現状の課題についてご答弁いただきましたが、課題を改善するための取組についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お尋ねの教員の専門性を高める取組として、研修の充実を行っております。今年度は、特別支援教育に関する研修として、弘前大学教職大学院の教授をお招きし、特別支援を必要とする児童・生徒の理解と指導及び支援について講演を実施いたしております。また、そのほか県の総合学校教育センターにおきましては、複数の専門的な講座が開催されており、教員がその専門性をさらに深める貴重な機会が提供されております。

また、子どもの教育に関わる人的支援の確保につきましても、支援の充実と学校現場の負担軽減を目的にスクールカウンセラーやスクールサポーターを配置しており、継続的に配置できるよう、毎年度説明会を開催し、人材の確保に努めており

ますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ありがとうございます。

次に、本年4月1日からは合理的配慮の提供が義務化されました。そこで、当市の学校内における合理的配慮についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 学校における合理的配慮は、障がいのある児童・生徒がほかのこどもたちと平等に教育を受け、学校生活を送ることができるよう、必要な環境やサポートを整えることを目的としております。この配慮は、児童・生徒の個々のニーズに応じて柔軟に提供され、教育の場における公平性を確保するために行われております。

具体的な取組として、学習環境の調整では、座席の配置変更や教室内の照明調整、音響設備の改善など、特性に応じた学習環境を整えることが含まれます。

教材の工夫では、視覚障がいのある児童・生徒には、点字教材や拡大文字教材を提供し、聴覚障がいのある児童・生徒には、視覚的な教材を導入するなど、適切な教材の提供を行っております。

個別のサポートでは、障がいのある児童・生徒には個別の指導計画を作成し、理解を深めるためにスモールステップでの指導を実施し、またスクールサポーターを配置して、授業内での必要なサポートを提供しております。

コミュニケーション支援では、コミュニケーションに困難がある児童・生徒に絵のカードやタブレット端末を使用しての意思疎通を支援しております。

行動の柔軟性としては、感覚過敏のある児童・生徒には、騒がしい環境を避けるために静かな場所での学習を許可し、医療的ケアが必要な児童・生徒には、校内で必要な処置が受けられるよう、

医療体制を整備しております。

このように、学校における合理的配慮は、物理的な設備の変更にとどまらず、教育全体にわたる包括的なサポートを通じて全ての児童・生徒が平等に学び、成長する機会を提供するために重要な取組であると認識しており、そのように努めております。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ありがとうございます。

インクルーシブ教育推進には、全てのこどもが安心して学べる環境の整備が求められますが、個別の支援計画の充実、多様な教育ニーズに対応する教材、設備の整備、教員の専門研修や、地域社会や保護者との連携が重要であり、さらに教育現場での差別や偏見を取り除くための意識改革も不可欠となります。そして、学習が単なる知識の受入れではなく、こども自身が経験を通して構築するプロセスであると考えます。形式的なプロセスにとどまらず、今後さらなる実用的、実践的な教育推進となりますようお願いいたします。

次に、午前5時間授業についてなのですが、最後にちょっと要望させていただきたいと思います。現在東京都の中目黒小学校で実施してございましたけれども、その教員の方、現場の方からの声というのが、午前中に集中して学べるのが学力の向上につながるのかもしれないと。また、下校時間も通常の学校より30分ほど早くなるため、こどもたちは遊ぶ時間が増えてストレス発散できたという声もあります。教員や保護者も、こどもの話を聞いたり、個別指導をする時間を増やしたりと十分なケアができるようになり、その結果、こどもの心にゆとりが生まれ、学校でも落ち着いて学習に取り組めるようになったのではないかと思いますと教員の方は言っております。こうした時間割によって、1分前後ずつ登校時間が早まり、給食の時間が遅く

なることから、朝食をしっかり取るようになった、生活リズムが整ってきたという保護者の声が聞かれる学校もあります。午前5時間制は、教員にとってもメリットが大きい、こどもたちが早く下校するため、教員はそこで生まれた時間を会議や研修、授業準備に充てることができ、働き方改革にもつながっていると聞いていいとの声があります。

7校時目まで授業をしたとしても、45分授業を6校時目まで行う学校と比べ、20分くらい早く下校となる計算になるのですけれども、教員の精神的な余裕が増えた印象で、実際45分授業の学校から異動してきて、最初は戸惑う先生もいらっしゃいます。ですが、次第に慣れ、ゆとりができたという教員は複数おり、中には退勤時間が早くなった教員もいるとのことでした。

地域の実情が異なることから、100%このむつ市においても同じ制度を取り入れることは難しいかもしれませんが、教える側、学ぶ側双方にとってプラスになる取組をむつ市の教育現場においても取り入れていただきたいとご要望いたしました。私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、櫻田秀夫議員の質問を終わります。

ここで、午後2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎工藤祥子議員

○議長（富岡幸夫） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。4番工藤祥子議員。

（4番 工藤祥子議員登壇）

○4番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。むつ市議会第262回定例会に当たり一般質問を行います。

1つ目は、ジェンダー平等の取組について、3回目の質問となりますが、頑張ります。1回目は、3年前の9月、むつ市議会第249回定例会に、2回目は、2年前の6月、第252回定例会で、パートナーシップ宣誓制度のみについて質問しましたが、大きな動きになっている今日、今回も取り上げました。

ジェンダーとは、一般的には社会的、文化的につくられた性差と定義されています。ジェンダー平等社会を目指すとは、あらゆる分野で真の男女平等を求めるとともに、さらに進んで男性も女性も、多様な性を持つ人も、障がいを持つ人も、外国籍を持つ人たちも、差別なく平等に尊厳を持ち、自らの力を存分に発揮できる社会を目指すとしており、それらの取組の中で、より深められた深化した言葉だと知ることができました。

国連の発足当時は、女性も参政権を、教育や職業の分野での男女平等が主なテーマで、端的に言えば、男性に保障されている権利を女性にも与えよという課題が中心でした。これらが1967年の女性差別撤廃宣言に実りました。その後、かつて植民地だった国々、いわゆる発展途上国の代表者が多数参加する中で、貧しさからの解放、政情が不安定な中では女性の地位向上もないという意見を踏まえて、国際女性年のスローガンは、平等、開発、平和が加わりました。

それらを踏まえた世界女性会議の積み重ねの中、1995年の第4回世界女性会議で「ジェンダー」という言葉が国際文書で初めて大きく打ち出されました。これ以降国連では、「ジェンダー平等」が大きなスローガンとして使われることになったと学ぶことができました。

今では、国連の2030年までの持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの中にもジェンダー平等は全体を貫く柱として位置づけられています。

日本ではどうかといえば、世界の中でとりわけジェンダー平等が遅れた国となっています。男女平等の達成を示すジェンダーギャップ指数では、2023年は世界146か国の中で125位、今年になって118位にアップしたようですけれども、ジェンダーギャップ指数とは、経済、教育、健康、政治の4分野で男女平等の達成度を数値化したもので、日本は教育、健康は上位のほうですが、足を引っ張っているのは経済と政治の分野です。

主要7か国の一員で、曲がりなりにも経済的にも豊かであり、議会制民主主義が取られている国でと、すぐには私は理解できませんでした。明治期に教育勅語、家制度等の強要でジェンダー差別の構造が強化されたという意見が出ております。

世界の大きな動きの中で、日本も1985年に女子差別撤廃条約批准、1999年、男女共同参画社会基本法施行と進み、各地で計画策定が進みました。むつ市でも2003年に第1回、第1次むつ市男女共同参画推進基本計画、10年後の2013年に第2次むつ市男女共同参画推進基本計画を策定しています。そして、昨年は第3次むつ市男女共同参画推進基本計画、「むつみあいプラン」とも言いますが、それを策定しました。現在私たちは、その計画の下で暮らしています。

そこで、5点にわたって質問いたします。

(1)、第3次むつ市男女共同参画推進基本計画の改定の中身についてお知らせください。

(2)、むつ市職員の一般行政職員の女性の比率、管理職の比率についてお知らせください。

(3)、男性と女性の給料の差はあるのか。

(4)、会計年度任用職員についての仕組み、男女比率について。

(5)、2022年に導入された青森県のパートナ

ーシップ宣誓制度についてもお知らせください。

次に、2つ目の質問です。デジタル防災行政無線運用と町内放送について質問いたします。前回の9月定例会において同様の質問を行い、町内会の放送の代替手段となるコミュニケーションツールについて、12月に運用させていただくという答弁をいただいております。私のほうからは、津波対策に特化という説明だが、デジタル防災行政無線の電柱が立つ地域や町内の方からも、町内会の放送、行事のお知らせ等の放送ができるようにしてほしいという要望の声が多数あり、代替手段について具体的にお聞きしたいと再度質問いたしました。

先月11月9日開催のむつ市議会議会報告及び市民との意見交換会川内地域開催の場でも、参加者から出されました。この「ぶらっとふれあいトーク」の参加者が2人のみと、ほかの地域と同様に少なかったのですが、2人ともデジタル無線放送について同様の発言をしており、大きな関心事だと改めて受け止めました。

スマホデビュー応援補助金の利用者、スマホ説明会参加者の増え方はどうでしょうか。市民への周知は広がっているのでしょうか。また、代替手段について、具体的にお知らせください。

以上が壇上からの質問です。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、ジェンダー平等の取組についてのご質問の1点目から4点目までにつきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の5点目、県のパートナーシップ宣誓制度の導入についてお答えいたします。市といたしましても、性別にかかわらずお互いを尊重し、多様な価値観を認め合いながら、自分の意思

と選択に基づき心豊かに暮らすことができる社会の実現が重要であると考えており、青森県パートナーシップ宣誓制度につきましても、男女共同参画の推進と併せて市のホームページで周知しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、デジタル防災行政無線と町内会放送についてのご質問につきましては、デジタル行政推進監からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） ジェンダー平等の取組についてのご質問の1点目、第3次むつ市男女共同参画推進基本計画の改定についてお答えいたします。

市では、令和5年度から令和14年度までを計画期間とした第3次むつ市男女共同参画推進基本計画を令和4年度に策定しております。策定に当たりましては、むつ市男女共同参画推進委員会の開催や书面協議が行われたほか、市民の皆様のご意見を伺うためパブリックコメントを行い、令和5年3月に委員会から答申をいただき、同年4月に公表しております。

第3次むつ市男女共同参画推進基本計画では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が平成27年に施行されたことに伴い、女性活躍推進に関する項目を追加した内容となっております。

そのほか、重点目標にジェンダー視点から地域の課題解決に向けた取組の推進や若者が住み続けたい地域への推進の項目を追加するなど、社会環境や生活実態の変化に対応した計画となっております。

現在第3次むつ市男女共同参画推進基本計画を全庁的に推進するため、具体的な施策、取組に関する実施計画を策定しておりまして、今年度中に公表する予定としております。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田由佳子） ジェンダー平等の取組についてのご質問の2点目、むつ市職員の一般行政職員の女性の比率、管理職の比率についてお答えいたします。

一般行政職員における女性比率は34%、管理職における女性比率は23%となっております。

次に、ご質問の3点目、女性と男性の給料についてお答えいたします。男女での給料の差はございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、会計年度任用職員についてお答えいたします。会計年度任用職員のうち、女性職員の人数は368人で、比率としては71%となっております。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） 工藤議員のご質問にお答えします。

デジタル防災行政無線の町内放送についてという中で、コミュニケーションツールの進捗状況と、あとスマホデビュー支援研修会の開催状況についてというご質問でしたので、お答えさせていただきます。

まず、デジタル防災行政無線の補完的な役割を担うコミュニケーションツールである音声配信アプリについてであります。これは防災行政無線の対象エリア以外の方でもスマートフォンに専用アプリを登録していれば、防災行政無線の放送内容が流れてくるものでありまして、そのほか町内会や地域の行事放送を配信することも可能となっております。

現在の進捗状況といたしましては、町内会の設定など機器の設定はほぼ完了しておりまして、防災行政無線との連携テストを今月中に行い、令和7年1月に運用を開始する予定としております。

また、町内会での放送につきましては、利用希望調査を行った後、2月から3月にかけて各地域で町内会向けの操作説明会を開催し、運用を開始

する予定としております。

また、スマホデビュー支援の実績に関しましては、現在219件、456万円ほど支出しております。そして、研修会につきましては19回開催し、156名の方が参加し、受講されております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） ご答弁ありがとうございます。

第3次むつ市男女共同参画推進基本計画の改定についてということでしたけれども、改定の中身、ジェンダー平等という視点を入れたということ、それは本当に評価すべきことです。この第3次むつ市男女共同参画推進基本計画、「むつみあいプラン」と言うのだそうですけれども、これを見ますと、確かに重点計画の中に書いてありました。

「配慮が必要な方への支援と、多様性を尊重する環境の整備」、「高齢であること、障がいがあること、性的指向・性自認等に関することなどに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し」、ずっと出ています。この「むつみあいプラン」をただ男女の差ということだけではなく、広い意味での障がい者の方、性的指向の方、様々な方を含む、このようなプランだということは世界の流れ、日本のジェンダーの流れの中でできたプランだということは妥当だと思っています。

ただ、私がちょっと疑問に思ったのは、第3次むつ市男女共同参画推進基本計画ができたのは2023年ですよね。そして、前の年に青森県のパートナーシップ宣誓制度が導入されているのです。県として導入されているということは、40市町村で導入という、そういうことでよろしいのですよね。こういう40市町村でこの制度が導入されているということで、私はこの「むつみあいプラン」の中にも紹介すべきではなかったのかなという気

がいたしますけれども、どうでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

このパートナーシップ宣誓制度というのは、青森県が導入したということで、県内自治体では弘前市が導入しているということで承知しております。ですので、県がやったから全市町村が導入したかというのは、それとはちょっと認識が違うのかなというふうに思っております、県が主体的にこの宣誓制度の受付を行っているというふうに私は認識しております、実際に制度もそのようになっています。そのことで、法的には何ら適用されるものはございませんけれども、民間では、例えば保険の受け取りであるとか、携帯電話の家族割であるとか、そういうものに使われているのだというふうに認識しております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） ホームページ等で見ますと、青森県で導入したということで、40市町村が導入したという、そういうふうな中身で公表されているのですけれども、それでは県が導入したときに各市町村との相談というのはなかったのでしょうか。こういう形でいろんなことが進められているのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

まずはパートナーシップ宣誓制度というものは、この利用について申しますと、申請者の方が県の窓口、県民活躍推進課だというふうに確認してございますけれども、こちらに事前に日程調整した上で戸籍住民票などの必要書類を提出し、県庁に出向くかオンラインで本人確認を済ませること、また宣誓を2人そろってすることで手続きが済むというふうに伺っておりますので、手続き自体は県が行っているものだというふうに認識してござ

いますし、そのようになっております。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 私は、県が導入したということ、県民の一人一人がそれを利用できるものだという、そのような認識でございました。本当に納得がいけないのですけれども、それでは、むつ市民の方がこの制度を利用したいというときには、わざわざ県のほうに行くということなのでしょう。むつ市を通すことなく県のほうに行くということなのでしょう。どうも本当に納得いきません。私は、これはジェンダー平等の貴重な前進だと受け取っていますけれども、青森県の県民の一人として、これを皆さんが本当に、皆さんがというより、望む方は誰でも利用できるのだと、そういう捉え方でいたのですけれども、ちょっと私は認識が違ふのですけれども、納得がいきません。

では、むつ市民の方も、利用はできることはできるということなのですね。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、もちろん県庁に向かうという方法もありますし、あと環境が整えばオンラインでも手続できるというふうに伺ってございます。市民の方も県民ですので、もちろん申請することが可能です。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 私は、とても残念に思います。このようなジェンダー平等が大きな流れとして今進んでいる、そういう中で、一番最初は弘前市ですけれども、東北で初めて、そしてそれが県として導入を決めたということは、青森県の皆さん、利用してくださいという観点で、このジェンダーの流れを導入したと、私はそう受け止めています。どうもむつ市の姿勢は少し後ろ向きで、これでいいのかなと。

そして、アンケートの中では、青森県40市町村が全部加入しているという位置づけなのです。私は、これは本当におかしいのではないかなと思うのですけれども。

それでは、制度として青森県が導入した、そのことについての受け止め方はどうなのでしょう。ただ導入したというだけで、これを実際に使って生きやすい社会をつくっていくと、そういうふうな観点での捉え方は最初になかったのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

第3次むつ市男女共同参画推進基本計画には、このパートナーシップ宣誓制度に関する記述というのは直接的にはございませんけれども、先ほど議員のほうからご紹介ありましたとおり、重点目標として「配慮が必要な方への支援と、多様性を尊重する環境の整備」というのを掲げてございます。

計画では、一人一人の人権が尊重され、性別にかかわらず、誰もが自分らしく生き生きと暮らすむつ市を目指して策定しているものであり、市といたしましては、性的指向、性別違和等を抱えた方を含めて高齢者、障がい者、外国人等様々な理由で困難な状況に置かれている方々の人権に配慮した社会づくりを目指しております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） それでは、むつ市民の方もこの導入の中で申請できるということ、そういう理解でよろしいのですね。ということは、私は青森県民の一人一人がこのような制度を利用できるということで、もっとむつ市民の方にもお知らせすべきではないかなと思いますけれども、そういうことで広報等に紹介するとか、載せるとか、そういうふうな姿勢はないのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

市長の答弁にもございましたけれども、市のホームページのほうに紹介されているということで、手続等につきましては、そちらのほうで、県のホームページのほうに細かいところはリンクされるようになっております。そちらのほうで確認できるというふうに考えておりますので、ご理解いただければと存じます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） ともかくこの制度をむつ市民も利用できるという、一言で言えば、そういう理解でよろしいのですね。ということは、私はもっとむつ市もこのような姿勢であるということを皆さんに教えるべきだと思います。このことを要望したいと思います。

それでは、2つ目に行きますけれども、むつ市の一般職員の女性の比率ということで、管理職が23%ということで、令和3年の17.9%よりは前進しているということが分かりました。しかし、管理職については、むつ市総合経営計画の中では令和8年度までに19%にするということなので、ああ、頑張っているなというふうなことは言えると思います。これは、本当に評価したいと思います。いいことは、私は本当にみんなと一緒に喜び合いたいと思います。

そして、男性、女性の給料についてですけれども、これはもう法律で決まっているということなのですが、もう一つ、4番目に移って、ちょっと前後するかもしれませんが、会計年度任用職員の女性が368人中71%を占めているこの数字、これがやはり男女の給料の差を大きく広げているのではないかなと思っています。

仙台市役所の例をちょっと調べてみますと、これは男性平均を100%にすると、女性は87.5%、この差の要因は、管理職手当、超過勤務手当、非

正規の職員を含めれば大きな賃金格差がある、このように書いてありました。会計年度任用職員の女性の比率というのは71%と言うけれども、むつ市は、前の数字のときは79.3%とあったので、少し改善したという理解でいいのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

まず、会計年度任用職員の採用に当たって、男女という性別で募集の要件というのは設けておりません。また、給料の額についても男女で差は設けておりませんので、会計年度任用職員という制度そのものが男女の格差ということには当たらないというふうに認識しております。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 会計年度任用職員のうち、男女別を設けていないというのですけれども、このような期間が限られている中では、やはり男性としてはこれに、募集に応じるということは本当に厳しいものがあると思っています。

女性の賃金と男性の賃金が公務員の中で対等になったということも、これは一晩でできることではなく、様々な運動、様々な声でこのようなことが達成されたのだと思います。ですから、これからもいろんな男女格差をなくするということでは、本当に声を上げていきたいと思っています。

そして、青森県のパートナーシップ宣誓制度の導入ですけれども、これは終わりました。そうすると、これはむつ市民がこのような制度をもっともっと知ることによって、この性差の中で苦しんでいる、性の差別の中で違和感を持っている人たちにこういう制度を利用してほしいということで、もっと広報をしてほしいということと、住民票等を持って青森県に行けば手続きができるということ、ここで確認しました。もっともっと市民に知らせてほしいと思っています。

それから、最後ですけれども、選択的夫婦別姓

容認の流れも78%へと進んでいます。夫婦が望む場合は、結婚後もそれぞれの姓を名のることができる、これを認める制度なのですけれども、夫婦同姓の義務づけをする制度を採用しているのは日本だけ、別姓を採用していない国が日本だけだと言っています。遅れています。

経団連も早期実現を求める提言を発表しています。共同通信のアンケートでは、県内40市町村のうち、67.5%に当たる27町村が容認するという考え方を示しており、山本市長もどちらかといえばそう思うの中にくくられておりましたので、ジェンダー平等を考えるに当たり、どうかご意見をお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 現在の民法の下では、結婚に際しまして、男性または女性のいずれか一方が必ず名字を改めなければならず、現実には女性が名字を改める例が圧倒的多数であるというふうに認識しております。令和5年の厚生労働省による人口動態調査では、夫の名字を選択する夫婦の割合が95.4%というふうになっているようでございますけれども、名字変更に伴う職業生活上や日常生活上の不便、不利益、アイデンティティーの喪失など、様々な不便、不利益が指摘されているところでございまして、選択的夫婦別姓制度の導入を求める声が増えていることは、私も認識しております。

一方で、私個人の見解を申し上げますと、昨日、今日の質問を踏まえまして、妻に選択的夫婦別姓についてどう思うか聞いてみたところ、私たち夫婦の中では同じ家族で、夫婦も子どもも同じ名字でよかったなというような認識が一致しておりますし、それぞれの夫婦、それぞれの個人が考えるものだと認識しておりますし、制度の導入につきましても、婚姻制度や家族の在り方、また関係する重要な問題でありますので、国民の理解の下に

慎重に議論されるべきものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 日本では、95%の女性が結婚したときに姓を変えるというのが実態だそうですね。でも、外国のほうでは、親と子の姓が違って、それで当たり前、それで家族という、そういうふうな考え方が広まっているそうなのです。これも本当に長い歴史の中で培われるもので、日本はそれこそ女性差別撤廃委員会のほうでは日本に勧告を出しています。外国の流れの中では、日本は遅れているということは、もう明らかだということだけは私は知っていただきたいと思っています。

本当に学ばば学ぶほど私たちも深く男女の差別というのが、日本人は本当に深く内面化しているということに気づかされました。男性も、男は泣くな、女性に負けるのは男の恥、このようなゆがんだジェンダー規範を押しつけられて、それが女性に対する蔑視にもつながっているという見方もあると言われています。男性も女性と同じく男女の差別の中で生きづらさを感じている方もいらっしゃるようです。男性の自殺率が女性よりも高いという実態もあるということも学びました。

（不規則発言あり）

○4番（工藤祥子） いや、これはデータとしてあります。だから私たちがジェンダーを考える場合に、本当に私たちが知らないうちに差別をしているのだ、これが当たり前ではないのだということ、これに気づくことがジェンダー平等に一步足を踏み出すことにつながるのだということを私は今回質問をする中で学ぶことができました。

主要国の中では、本当に日本は遅れた地位にあるということ、これは事実ですので、私たちは日本人としてもっともっとこの問題に正面から向き合っていかなければいけないということを感じております。

次に、防災行政無線のことです。そうすると、

私一つ感じる事なのですからけれども、総務省で防災行政無線について、平常時は何を、地域の放送、町内会の放送をしてもいいということがホームページに書いてあるのです。そのことについて、もっともっと新しいシステムを入れるということで解決しようとしていますけれども、せっかく防災行政無線の柱を立てるのであれば、海岸、沿岸部の人たちの中で、この防災行政無線を使って連絡してもいいということをお私は思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

デジタル防災行政無線を町内放送に使用してもいいのではないかと問いただすと理解いたしますが、デジタル防災行政無線につきましては、津波に特化した放送を行うことで早期の避難を呼びかけるものとして、繰り返しになりますが、放送が鳴ったら逃げろという意識の醸成を図る目的もございます。そのため、町内放送につきましては、先ほどご説明させていただいた代替コミュニケーションツールをご利用いただきたいと考えております。

また、時報や町内会の連絡につきましても、そういう便利な使い方もあるのに、なぜやらないのだというご意見もございしますが、その反面、実は時報がうるさいとか、町内の連絡、そんなの必要ないという意見も半数ほどございます。ですので、今回整備いたします音声アプリは登録制になりますので、そのような苦情もなくなるものと理解しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 私が住んでいる地域は、高齢者が多いせいもあるのかもしれませんが、町内放送が入らないと困る、様々な苦情が私のところ、それから町内会長さんのところに寄せられ

ているという声を聞くのです。だから私は、使えるものは使う、そして確かに私は山間部に住んでいるので、本当に寂しいというか、納得いかないものがあるのですけれども。

私は使えるものは使って、そしてサービス低下に、困った不便な地域に合わせることなく、デジタル防災行政無線の中で放送してほしい、このようなことを考えますけれども、このような考え方についてどう思いますでしょうか。低いレベル、サービスの低いところに合わせることなく、どうぞ使ってください。確かに私たちの地域は困ります。でもその代わりに、その使えない山間部の人たちに別な形で、それこそ代替手段を充実させる、このような考え方もあると思うのですけれども、そのような考え方についてどう思いますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） これまでの議会でも申し上げておりますけれども、まず認識していただきたいのは、デジタル防災行政無線、これデジタルでございますので、一つの発信しかできません。今までのアナログは、旧町内ごとで発信できておりましたし、アナログなので有線、いわゆる線で、それぞれの町内会の個別の放送の場所から個別の放送ができましたけれども、現在そういった個別の機器というのはございませんので、各町内のお悔やみの情報ですとか、市内全域に届くことになります。これは、旧町村部の皆さんは、こうして使っていた事例が多数あると伺っておりますけれども、今後は全域的にそういった情報を、お悔やみの情報を1人ずつ、何日の何時にこういったお悔やみがありますという情報を流すのがデジタルの防災行政無線ではちょっと難しいなというふうに私自身は理解しております。

そういった声を町内会をはじめ市民の皆さんの声を受けて、町内会ごとでも発信できる情報シス

テムツールを今用意したというふうに考えていただければと思いますし、使えるものを使わないということではなくて、それを使うことによりまして、情報が様々出ていくというのは、これは市民の皆さんにとって恩恵があるかと言われれば、むしろそうでない情報もたくさん流れてしまう懸念がありますので、そういった市民の皆さんの今まで使っていたものが使えなくなったことに対応するための仕組みを新たに創設しまして、各町内でも、大畑地区だったら大畑地区でもエリアを区切ってアナウンスできる仕組みをつくったというふうにご理解いただければと存じます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） そうすると、各町内会ごとに町内会長が発信できるツール、そこまで考えているということなのでしょうか。それは、タブレットに登録をすれば、各自のタブレットに音声として乗ってくるということ、このような理解でいいのでしょうか。

確かにそれも一つの方法かもしれませんが、それこそタブレットを持つということ自体が大変で、使いこなすことが大変な方もたくさんいるし、国民年金をもらっている方がタブレットを維持するということも本当に大変な方もたくさんいると思うのです。そういう中で、どのようにお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 一つの例として、今むつ市では一人世帯の高齢者の皆さんにワンボタンで、一つの機器でレスキューが来る仕組みをワンコインで、500円で提供しておりますけれども、そういった機器を持っている方もいらっしゃいます。現状として、そういったサービスも高齢者のサービスをやっております。

スマホを持つことに、まず購入費用というのは、先ほどデジタル行政推進監が答弁させていただ

たとおり、219件の方の申込みがあるようでございますけれども、スマホの本体自体は市のほうで今補助をさせていただいて、持つことに費用はかかりません。もちろん月額のコストがかかってまいります。500円ないし、高いやつ、通信サービスも様々ありますので、ワンコインで所持できるものもありますので、そういったサービスを今紹介させていただいております。

もちろん、市民の皆さんに負担をとということでございますけれども、高齢者の皆さんとお話ししていますと、自宅に固定電話すらないという方はほとんどいらっしゃらない状況になっております。大体の家庭で固定電話は有しているというふうに思いますし、固定電話の基本料金、様々あると思いますけれども、1,000円を超えている状況にあります。命を守るために、情報を取るためにそういったツールに、今機器はお金かかりませんので、シフトしてもらえませんか。これは、自助の観点で、命を守る行動も含めてそういった対応をいただけないかというのが市のお願いでございます。それに、市民の皆さんの声に対応するために町内会ごと、そういったエリアを今準備をして、そういった仕組みを開発している状況でございます。

もちろん今やってみて、不具合がもしかするとあることもあると思います。なので、今始まるまで、まだアナウンスが少し遅れているような感じもしますけれども、令和9年まではまずは今までの市民の皆さんの声を聞いて、アナログの無線も令和9年まで、町内会で使えることに方針転換をさせていただいています。その間、令和9年までの間にそういったアプリを浸透させて、市民の皆様への情報伝達、そして命を守る行動として、まずは自助、共助、公助の世界ですので、公助としてはそういった仕組みをつくりました。あとは、自助の中で皆さんの負担も生じることは存じ上げ

ておりますけれども、そういった対応を高齢者の皆さんもしていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 公助はつくりましたと言うけれども、今の社会、公助が小さくなって、市役所の職員が減らされるというふうな動きもその中に入りますけれども、公助がちっちゃくなって、自己負担が増える、自己責任の社会へと今進んでいると私は思っています。そういう中で、それぞれ固定電話をなくしてもスマホを持ってと言われたという怒りの発言も聞いたりします。確かに今の流れの中では、固定電話から切り替えて、2つは持てないからスマホを持つという、そういう流れも出てきているようですけれども、この流れを、それぞれ口にして選択を迫るということはいかななものかと私は本当に感じました。

この間11月30日に地区会長等の集まりがあったと聞きましたけれども、どのような意見が出たのでしょうか。私たち議員と地区会長の集まりの中では、本当に人数が少なかったのですけれども、デジタル無線を徐々に増やしていくという、そういうふうな予算を組めないのかというふうな声も聞きました。その辺も併せて11月30日の町内会長等の中で出た意見をお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 丁寧に申し上げますと、デジタル防災行政無線、何度も申し上げておりますけれども、今までと同じような全域で整備した場合35億円、当時の積算でございますので、今であればもう少し高くなると思いますけれども、そういった財政負担を強いることとなります。このことによって公債費が増えまして、行政のサービスが低下する、それを避けるために、市民のサービス、市民の負担が増えないようにこういったサービスを提供していきたいと考えております。

具体的にそういったサービスもなくなって、川内の皆さん、特に畑地区の町内会長の方は、バス路線もなくなって、そういった地域はどうするのだというようなお話もありましたけれども、現在川内の湯野川、畑地区には市のほうで自治体ライドシェアという形でバスを市が運行しております。

そういったサービスを提供するために財源をしっかりと確保していなければ、足もなくなる、情報もなくなる。これは、私は足を確保するための方策のほうが大切だと思いますので、そういったことを町内会長さんにお伝えしたら、そうだよねと。そういったサービスすら行政ができなくなる。むしろ今まで行政がやっていなかったことを私たちが取り組んで、バスすら行政で走らせているむつ市になっております。今までは、本来民間のサービスが提供されていた部分も請け負って、公的部分が減ると言っておりますけれども、むしろ拡充して、民間ができないことすら今私たちが何とかしようと、そういった地区へもサービスを提供している。

こういったサービスを提供するためには、人的リソース、財源全てを際限なくやるということは難しい状況にありますので、そのことは公助、もちろんやっていきますし、共助、町内会を含め皆さんで支え合っていきましょう、自助、自分たちでできることは自分たちでやりましょう、こういった枠組みを維持していかなければ、今後人口減少はどこの地方でも免れませんので、そういったことを考慮しながら、財政運営をしていきたいと思っております。

サービスが低下しないようにやっていく思いは一緒ですけれども、防災行政無線だけ切り取られて、そこだけやってくださいというのであれば、もちろんできないことはないかもしれませんが、ほかのサービスが減る、市民の負担、税金

が増える、これは多分私は皆さんが求めていることではないと思いますので、そのことはご理解いただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 今回の国政の仕組みの中では、人口減少が進んで、そして人口の集中が進んで、この流れの中で、確かに市長という立場で分からないわけではないのですけれども、本当に35億円を7億円まで今減らして、このシステムをつくっているのだけれども、16億円にすれば、戸別受信機が要らなくてもデジタル防災行政無線を立てられるというふうな、そういう説明も頭に残っているのです。簡単に「そうですか」と、納得はいかないのですけれども、高齢者にとってはなかなか厳しい生きにくい時代になってきたなという、そういう感想は言わせてください。

そして、今公的なサービスがだんだん減らされて、自己負担、自己責任のこの流れの中で、本当に何とか私たちもこの流れを変えながら頑張っていきたいということを、どうすればいいのかということも皆さんと一緒に考えていきますけれども、財政が絡むと私もなかなか強くは言えませんけれども、「はい、そうですか」ということではどうも納得がいかない、皆さんの不安の声がたくさん聞こえているという中で、ではもっともっと市として説明責任、説明してくださいということ、このことを訴えまして、ちょっと残念ですけども、終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

ここで、午後3時まで暫時休憩いたします。

午後 2時52分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## ◎井田茂樹議員

○議長（富岡幸夫） 次は、井田茂樹議員の登壇を求めます。15番井田茂樹議員。

（15番 井田茂樹議員登壇）

○15番（井田茂樹） こんにちは。自民クラブの井田茂樹です。むつ市議会第262回定例会に当たり、一般質問させていただきます。

本日最後の登壇者です。午後3時台という最高に眠くなる時間帯ではありますが、どうか皆さん、あと1時間、目を見開いてお付き合いをお願いいたします。

今回の質問事項は、通年誘客に向けた釜臥山スキー場周辺の利用と活性化について、2、ふるさと納税について、3、「むつ☆かつ」などの中学校の部活動の地域移行について、4、脱炭素とスマート農業の現状について、5、新しいまちづくりのモデル事業についての5項目5点となります。

質問1点目は、釜臥山スキー場の通年利用についてであります。このことについては、過去に何人かの議員の皆様から、数回にわたり一般質問として取り上げられたことがあります。当時と現在では環境や状況に変化がありますので、改めて提案、質問させていただきますことをご了承ください。

皆さんご承知のとおり、釜臥山スキー場はむつ市大湊にある本州最北端のスキー場です。海から約2キロメートル弱しか離れていないため、晴天時に八甲田連峰や尻屋崎、北海道までが見渡せ、海辺のダウンヒルと呼ばれ、真下にはむつ市街地や陸奥湾、自衛隊大湊基地の艦艇を見ながら滑走できる眺望が最高のすばらしいスキー場です。ペアリフト2基に初心者やファミリー層向けの緩斜面や、最大斜度35度の急斜面など3つのコース、

麓には50メートルのスノーエスカレーターがあるキッズゲレンデもあり、本格的ゲレンデとして定評があります。

統計調査報告「レジャー白書」によると、スキー場を利用するスキー、スノーボードの国内人口は、スキー人気の低迷、降雪不足、レジャーの多様化など様々な要因が重なり、1998年の1,800万人をピークに、2020年には430万人まで減少しています。このように厳しい状況の中、釜臥山スキー場では管理団体が4日間限定でリフト無料や親子ペアリフト券の販売、時間券の延長など、様々な対策を講じて利用者数減少を抑える努力をいただいていることに対し、関係各位に敬意を表するとともに感謝申し上げます。

さらに、利用者数増加に向けて釜臥山スキー場条例の一部を改正して、今シーズンから中学生以下のリフト使用料が無料になるほか、大人、シルバーのシーズン券が減額になるなど、様々な取組、努力がされています。

利用者数の減少は、釜臥山スキー場に限らず全国的な問題でもあります。観光庁のスキー場事業者に対するアンケート調査では、全国のスキー場の半数以上は公的セクターが経営に参与していて、48%はゴンドラ、リフト、合わせて1本から3本しかない小規模スキー場であり、40%が赤字とのことです。過疎化や人口減少、最近の温暖化による小雪化を踏まえると、公的セクターが運営する小規模で赤字続きのスキー場を中心に廃業が進み、10年後には現在500程度あるスキー場が300前後まで大幅に減少する可能性があると言われています。

釜臥山スキー場は、残念なことに、この条件に当てはまる小規模スキー場であります。しかし、釜臥山スキー場周辺地域には、世界夜景遺産に認定されたアゲハチヨウ夜景が見える展望台や、国内外問わず人気の登山やトレッキングに最適な登

山道、第1リフト新設時に修繕された七面山のあずまや、ジオパークエリアである恐山、大湊芦崎湾、近代水道施設として歴史的価値が高く重要文化財に指定されている水源池公園、護衛艦を間近に見ることができる自衛隊基地、本州最北端の大湊駅など、観光地としても非常にポテンシャルが高い場所であります。リフトを通年利用したり、自然や夜景を生かしたジップライン、グラススキーなどの新しい体験型アクティビティーの導入で、年間を通して誘客できるすばらしい観光資源であります。

そこで、釜臥山スキー場の現在の運営状況と今後の見通し、そしてスキー場の通年利用の可能性について、市長の考えをお伺いいたします。

2点目は、ふるさと納税の現状と今後の対策についてです。ふるさと納税は、2008年（平成20年）4月の税制改正により導入された制度であります。むつ市では、特産品であるホタテガイ、ホタテ干し貝柱や塩ウニ、海峡サーモンなどの海産物、下北牛、青森ヒバ製品、ヨーグルトやお菓子、日本酒やワインなど多種多様な特産品をそろえて、さとふる、ふるさとチョイス、ふるなび、楽天さとふるさと納税、JREMA L Lふるさと納税の5つのサイトを利用して全国へアピールしています。

むつ市の納税実績を見ますと、初年度の8件127万円からスタートし、創意工夫を重ね、少しずつ増やしてきました。2015年の改正で控除額が2倍になり、ふるさと納税が注目され、ブームが起き、これを契機に平成29年には初の1億円台、1億9,660万4,000円と着実に増収していました。令和3年には、2億420万9,395円を記録しました。令和4年、令和5年は1億3,000万円台と減収、横ばい状態です。これは、主力商品のホタテのへい死被害や不漁が影響していると考えられますが、それを踏まえて原因や今後の方針についてのお考えを伺います。

3点目は、活動場所や練習場所の確保の現状と今後の対策についてです。国が令和7年度までに部活動を学校から地域に移行するガイドラインを示したことから、令和5年からむつ市の中学校の部活動が任意加入となり、「放課後は新時代へ」をコンセプトに「むつ☆かつ」がスタートしております。

令和6年には、5つのクラブが新設され、現在は17クラブが活動しているそうですが、それに伴い、練習場所や活動場所の確保や仕組み、また「むつ☆かつ」とそれ以外の地域クラブとの送迎や活動自体の格差が課題となっています。

今定例会では、活動場所が確保されていますが、「むつ☆かつ」とは異なる地域クラブは、練習場所、活動場所の確保にかなり苦労しているとの声が聞かれます。

そこで、そういった格差をなくするためにも、利用可能な市内各施設の開放が必要であり、早急に検討すべきと考えます。

また、「むつ☆かつ」優先の施設利用は公平とは言えず、施設の利用条件や利用方法、各施設の予約方法などを公表し、「むつ☆かつ」、「むつ☆かつ」以外のクラブにかかわらず、子どもたちが格差なく公平に活動できるように対応することが必要です。このことについての所見をお伺いいたします。

4点目は、スマート農業推進に向けた取組、現状と今後の見通しについてです。2024年4月から稼働している農業法人寅福プラントは、最先端技術を使ったスマート農業で、年間最大1,500トンのトマトを生産、地元から100人程度の雇用が見込まれる県内外多数の関係者が注目する大規模施設です。この施設は、国や青森県、むつ市から森林環境譲与税やESG債などを活用し、さらに脱炭素に向けた取組、GX（グリーントランスフォーメーション）が進められる計画で、その実現に

向けて、むつ市、施設を運営する農業法人、下北地方森林組合が協定を結ぶなど、官民一体の壮大な事業であります。施設では、脱炭素に向けた取組を進め、二酸化炭素の発生量よりも吸収量が多くなるカーボンマイナスの実現を目指してまいりました。

そこで、施設の脱炭素に向けた植林などの取組の現状と課題について、さらに生産量と、4月に稼働してから離職者が多くいると聞いておりますが、現在の雇用状況などの現状についてお伺いいたします。

5点目は、新しいまちづくりモデルの事業の取組や効果についてです。この事業は、コンパクトなまちづくりや地域の稼ぐ力を向上させる取組に対し、国が3年間で重点支援を行う国土交通省の事業で、全国24自治体から応募があり、むつ市など13都市が選ばれています。

むつ市は、金谷公園周辺では下北文化会館に青森大学のむつキャンパスを入居させたほか、むつ総合病院の新病棟建設も一体的に行う決定がされ、田名部地区では代官山にグランピング施設などを整備し、老朽化したバスターミナルを福祉機能を持つ施設に建て替える事業も予定どおり進めています。

事業が始まった2021年当時、市はこうしたまちづくりを進めることで、2021年からの3年間で、平日の商店街の歩行者を200人増やし、2019年からの5年間で、市民1人当たりの年間所得を16万円引き上げるとする目標を上げていました。

そこで、この新しいまちづくりモデルの事業についての取組の効果や今後について、市長の所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 井田議員のご質問にお答えい

たします。

まず、釜臥山スキー場周辺の利用と活性化についてのご質問及びふるさと納税についてのご質問につきましては担当部長から、「むつ☆かつ」などの中学校の部活動の地域移行についてのご質問につきましては教育委員会からの答弁とさせていただきます。

次に、脱炭素とスマート農業の現状についてのご質問のうち、施設の脱炭素に向けた植林等の取組についてお答えいたします。取組といたしましては、本年4月24日に株式会社資福プラント、下北地方森林組合及びむつ市の3者で締結したむつ市GX推進協定に基づき、トマトの成長促進に必要なプラント内の加温と二酸化炭素の供給に活用する木質バイオマスボイラーの燃料用木材を供給するため、下北地方森林組合が11月27日現在で約23ヘクタールの森林を伐採し、順次トマト工場へ木材を供給しております。

伐採した森林の内訳といたしましては、市有林が約3ヘクタール、下北地方森林組合が森林整備を個人等から受託している私有林が約20ヘクタールとなっております。伐採跡地の再造林につきましては、伐採した私有林の半分に当たる約10ヘクタールが完了しております。

トマト工場へ木材を供給する森林は、全て森林法に基づく森林経営計画が策定され、伐採完了後、2年以内に再造林する計画となっており、今後も「伐って・使って・植えて・育てる」森林の好循環を拡大し、森林による二酸化炭素の吸収量を増加させる取組を実施してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

トマト工場の現状につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、新しいまちづくりのモデル事業についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 井田議員の「むつ☆かつ」などの中学校の部活動の地域移行についてのご質問、活動場所や練習場所の確保の現状と今後の対策についてお答えいたします。

まず、「むつ☆かつ」の現状についてですが、文化クラブは下北文化会館を活動場所としており、川内、脇野沢地区の総合文化クラブのみ、海と森ふれあい体験館で活動しております。

スポーツクラブにつきましては、陸上競技及びソフトボールはむつ運動公園で、柔道、剣道及びサッカーは田名部中学校で、バドミントンは近川中学校、脇野沢中学校及びむつマエダアリーナで、水泳はスイミングアローズむつで活動いたしております。

なお、陸上競技につきましては、指導者及び活動場所を確保できたことから、平日は川内中学校と大畑中学校でも活動いたしております。

また、来年度移行するクラブとして軟式野球、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球及びスキーを予定しており、活動場所につきましてはむつ運動公園やむつマエダアリーナのほか、むつ地区の中学校を想定し、それぞれのクラブに加入する生徒数の見込みや、バスの移動効率等を勘案して検討いたしているところであります。

また、「むつ☆かつ」以外の中学校の一般クラブとの兼ね合いについてですが、「むつ☆かつ」の平日の活動時間は17時から18時20分までとなっております。中学校の一般クラブの活動は、19時から始まるものが多いと伺っており、「むつ☆かつ」とは活動場所が重なる状況にはなっていないものの、社会人のスポーツ活動との関係で、行政による活動場所の確保や調整についてご意見をいただいているところです。

施設の利用方法等は、それぞれの管理者が定めた規定に従うこととなりますが、市全体の地域クラブの状況を鑑みながら、「むつ☆かつ」クラブで施設を独占することがないように活動場所を決定していくとともに、一般クラブからのご要望に添えるよう、可能な範囲で調整を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） 釜臥山スキー場周辺の利用と活性化についてのご質問、釜臥山スキー場周辺の通年利用についてお答えいたします。

釜臥山スキー場は、下北唯一のウインタースポーツの拠点として、12月中旬から3月下旬まで開設しております。シーズンオフの春にはシラネアオイ、夏から秋にかけてはノカンゾウの観賞や登山に訪れる方などが見受けられます。また、周辺には国の重要文化財に指定されております旧大湊水源地水道施設や北の防人大湊安渡館のほか、海上自衛隊大湊地方総監部には北洋館、そして少し足を伸ばしますと、世界夜景遺産に認定されました「光のアゲハチョウ」を望むことができる釜臥山展望台などの観光資源も点在しているところでございます。

釜臥山スキー場のリフトは、鉄道事業法の適用を受ける施設でありまして、通年利用するためには、下り用の乗降場所の設置が必要であります。また、上りの乗車に限定した構造でありますことから、下りの乗車を可能にするためには、強度も含めました全体構造の改修に相当な費用を要するほか、通年利用に必要な人件費、スキーリフト点検料、電気料などの維持管理経費が新たに発生いたしますことから、スキーリフトの通年利用は難しいものと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） ふるさと納税のご質問、ふるさと納税の現状と今後の対策につきましてお答えいたします。

まず、むつ市におけるふるさと納税の現状についてであります。令和3年度に2億円を記録して以降、令和4年度及び令和5年度には寄附額が1億3,000万円台に減少いたしました。減少の要因といたしましては、当市の返礼品の上位を占めている海峡サーモン、ホタテ、サバ等の海産物の水揚げの減少により、当市の人気返礼品である海産物の在庫が十分に確保できない状況に陥ったことから寄附額が減少したものと考えております。

次に、令和5年度につきましては、前年度の在庫不足は一部解消されたものの、令和5年10月1日からふるさと納税制度が改正され、改正内容のうち、地場産品基準の厳格化により、これまで多額の寄附をいただいていたお節の取扱いができなくなったことが大きな要因であると考えております。

今後につきましては、地域の事業者の皆様と連携し、人気返礼品の生産量増加や、これまでにない新たな視点での返礼品の開発などに取り組むとともに、ふるさと納税事業に精通した専門家の知見を積極的に取り入れ、市としてのマーケティング戦略の構築や効果的なPR手法について研究を重ねてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、脱炭素とスマート農業の現状についてのご質問のうち、トマト工場の現状についてお答えいたします。現在約100名を雇用し、安定的な生産、出荷ができており、トマトの年間生産量の見込みはおおむね計画どおりであると伺っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） 新しいまちづくりのモデル事業についてのご質問、事業の取組や効

果についてお答えいたします。

まず、本事業の主な概要についてであります。田名部地区におきまして代官山公園の整備、空き家跡地や民地を活用した広場の整備、民地を活用した歩行空間の整備及び商業施設の遊休床を活用した地域交流施設の整備などを行っております。

また、金谷地区におきましては、むつ総合病院新病棟、むつ下北未来創生キャンパス及び認定こども園の整備に併せ、金谷公園を中心とした周辺施設との一体的な空間づくりを進めており、官民連携によるオープンスペースの充実や遊休ストックの活用により、民間事業所の稼働力の向上や多様なコミュニティの創出を図るとともに、歩いて暮らせるゆとりとにぎわいのあるまちづくりの実現を目指しているところでございます。

本事業の実施に当たり設定した3つのKPIの達成状況であります。まず居住誘導区域人口密度につきましては、令和5年度末時点の目標値、1ヘクタール当たり24.1人に対し、実績値は22.8人となっております。また、平日1日当たりの田名部駅通り商店街の歩行者通行量につきましては、令和6年7月の目標値600人に対しまして、実績値は285人となっております。

また、1人当たりの市民所得につきましては、令和5年度の目標値242万5,000円に対し、公表されております最新の数値である令和3年度の実績値では273万円となっております。

また、その他の事業効果といたしまして、Park-PFI制度により、官民が連携して代官山公園の整備を行った結果、令和3年12月のプレオープンから市民をはじめ県内外からの観光客など、利用者が累計で約4万7,000人となり、周辺エリアへの波及も含め効果があったものと評価しております。

なお、今後につきましては、新たなオープンスペースの整備や都市公園の改修により、多様な人

々の憩いの場として利用され、新たなにぎわいやコミュニティの創出が図られることを期待しております。

新しいまちづくりのモデル事業は、令和5年度で完了したところでありますが、現在進めている金谷公園周辺の整備をはじめとして、市民が安全安心で暮らしやすいまちづくりを推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきます。

アンケート調査によりますと、訪日旅行でしたいことは、ゴルフ、ダイビング、マリンスポーツなど、人気アクティビティを抑え1位がスキー、スノーボードのウインタースポーツ、2位が登山、トレッキングだそうです。釜臥山スキー場周辺は、通年利用に適したスキー場だと思います。リフトの通年利用となれば、地面からの高さの関係で防護ネット設置、下りリフト乗車など、索道事業の変更、対策、施設整備、修繕、運営主体の指定、投資資金面など、実現に向けてハードルが高いのは重々承知です。しかし、設備投資することで新たな観光資源となり、需要と供給が生まれ、経済活動が活発になり、地域の活性化につながる可能性が大いに期待できます。

今年春の5月27日に広報広聴委員会で、海上自衛隊の方々、また7月18日に青森大学むつキャンパス青大生の方々にインタビューした際、むつ市に足りないもの、あればよいなと思うことに、若者が集う場所、デートスポット、テーマパークなどが挙げられていました。これは、共通課題だと思います。リフトを通年利用できれば、第1リフトは厳しいかもしれませんが、第2リフトからの夜景も見れるであろうし、釜臥山スキー場のセンターハウスなどは眺望がよく、夜は自衛隊の明かりも美しく、まさしくデートスポットに最適な場

所だと思います。この効果のおかげで、人口も増えるかと少し思いますが。

何より釜臥山スキー場の通年利用は、シャッターが閉まる店舗や空き店舗が多く見られる大湊地区の活性化にもつながると思います。私も時折足を運んでおりますが、夜は明かりも少なく、飲食店の数も少なくなり、寂しい印象を受けます。何より残念なことに、住民の方々から、何となく取り残された感じがするとの声も聞かれます。どうすれば県内外、海外から観光に来てもらえるのか。できない理由を考えることから始めるのではなく、どうしたら実現できるのか、本気で考えることが必要ではないでしょうか。

そこで、スキー場通年利用による県外、海外からの誘客について、スキー場周辺と大湊地区の活性化について市長の考えを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

釜臥山スキー場は、今シーズンから中学生以下のスキーリフト券が無料となっております。高校生以上のシーズン券の料金も値下げしたところでございます。まずはスキー場に多くの方に足を運んでいただきまして、市外からの利用者も増えることにより市内での飲食、買物など活性化につながるものがあると考えております。

また、スキー場周辺、大湊地区でございますけれども、多くの観光資源が点在しておりますことから、通年での誘客につきまして、関係課と研究してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。

市長、私ずっと思っていることがあるのですが、第1駐車場とか第2、第3、第4駐車場とありますよね。土日とか利用者数が多いときに限ります

が、上に止められなければ、第2、第3、第4と下がってきて、そこからスキーを担いで上りますよね。そのときの坂というのは、上ったことがある人は分かると思いますが、物すごくつらいのです。なぜかという、坂が急なので、それを逆転の発想をすると、物すごくいい斜面なのです。なので、壮大な計画ですけれども、駐車場を埋立てして、そこにもう一つゲレンデを造って、第3リフトを造営して、そこにキッズゲレンデでもないですけれども、夏場はグラススキーとか、ジップラインとか、今国道338号バイパスが通るであろうすぐ横に大きい駐車場を造りまして、もう一つ壮大な計画なんかはどうかと思っていますが、市長、どうでしょうか。お願いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 私自身は、平成18年に市役所に採用された当時、むつ運動公園と釜臥山スキー場の管理から市の職員をスタートしましたので、よくあそこの坂は足を使って上っておりました。当時は、まだ釜臥山スキー場にテニスコートがございまして、そこもテニスコートとして利用しておりましたので、駐車場は今より狭かったと認識しております。テニスコートの利用が非常に低かったものですから、あそこを駐車場にしたという意味では、前よりも、20年前よりも、私が採用されたときよりも駐車場は少しずつ上に上がってきているというふうな認識をしております。

本気で大湊の活性化、釜臥山スキー場の通年利用も含めて大湊の魅力というのはたくさんあると思いますので、それに向かって取り組んでいくことは必要であると認識しております。今後はどういった形がいいのかは別にしても、ちょっと話が波及してあれなのですが、駐車場が足りないといえば、むつ運動公園も足りないと言われておりまして、様々な体育施設という意味でお伝えしましたけれども、課題がまだまだむつ市にはあり

ますので、どこから優先順位を持って市民の皆様  
のニーズ、そして大湊の活性化という意味では、  
海外も含め、市外の方がどうしたら市内に来ても  
らえるか、そういった観点も兼ね合わせながら、  
今後の課題に向けて研究してまいりたいと思いま  
す。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） どうもありがとうございます。  
青森県は、今新しい風が吹き、新時代へ突入して  
います。日本国内にも、近い将来、新時代の風が  
吹くでしょう。むつ市も新時代の風に乗って進ん  
でいかなければいけません。

ジオパーク認定や世界夜景遺産認定、各地域に  
ある素晴らしい観光資源を最大限に活用して、む  
つ市中心部、大畑、大湊、川内、脇野沢、全ての  
地区が恩恵を受け、地域の活性化につなげていけ  
るように、行政に全てを頼るだけではなく、むつ  
市民一人一人が真剣に自分たちがむつ市活性化の  
ために何ができるのかを考える必要があるのでは  
ないでしょうか。私自身もむつ市民の一人として  
何ができるのか考え、実行していきたいと思いま  
す。

そして、市長、管理者の皆さんには、スキー場  
通年利用を前向きに検討して、可能性について調  
査研究を行っていただきたいと思えます。よろし  
くお願いします。

次に、ふるさと納税の再質問をいたします。ふ  
るさと納税の使い道は、1、下北ジオパークを盛  
り上げるために、2、安心して暮らせるまちづく  
りのために、3、子どもたちの未来のために、4、  
産業活性化のために、5、緊急時において市民生  
活を守るためにと5つの項目が選べるようになって  
います。それぞれの事業を盛り上げ応援するた  
めの大切な財源であります。少しでも税収を増や  
すために、全国に向けて、むつ市のふるさと納税  
をアピールする必要があると思えます。

そこで、大相撲へ懸賞旗を出すことを提案しま  
す。10月18日の東奥日報で大相撲懸賞旗を紹介す  
る記事が掲載されました。大相撲の懸賞旗は、永  
谷園など有名で、企業がコマーシャルとして利用  
しているイメージが強いですが、2023年11月12日  
から26日の福岡九州場所では、兵庫県香美町の香  
美町ふるさと納税の懸賞旗が土俵を周回し、  
2024年9月6日から20日の両国秋場所では、鳥取  
県倉吉市が大関琴櫻の祖父横綱琴櫻が地元出身の  
縁で懸賞旗を出しているそうです。

今年の秋場所は2,455本と、過去最高の懸賞旗  
を記録し、外資系企業から地方自治体まで19社が  
新規申込みをしたそうです。場内放送で団体名が  
読み上げられ、取組表への記載の特典もあり、多  
くのジャンルから関心が高まっています。

懸賞旗は、規定で横70センチメートル、縦120セ  
ンチメートルで、1本7万円掛ける15日間、105万  
円。懸賞旗の製作費が5万円から7万円。計110万  
円から112万円程度の予算が必要です。決して安  
くはありません。しかし、人気のある相撲は、多  
くの人が見ます。ほかのスポーツと比較すると、  
かなり安い広告費だと思います。

香美町や倉吉市は、ふるさと納税の税収から懸  
賞旗費用を捻出して、全国に向けてアピールした  
そうです。

皆さん、むつ市の懸賞旗が大相撲中継、両国国  
技館の館内放送で、「青森県むつ市、ふるさと納  
税」と読み上げられ、土俵を周回している映像を  
想像してみてください。ちょっとわくわくしませ  
んか。そうでもないですか。

（「そのとおり」の声あり）

○15番（井田茂樹） すみません。なので……

（「誰にかける」の声あり）

○15番（井田茂樹） それは、後のことで。皆さん  
むつ市の懸賞旗が大相撲中継で放送され、両国国  
技館の館内放送で読み上げられることを想定し

て、思い切ってむつ市ふるさと納税の懸賞旗で土俵を周回させ、全国へ向けてむつ市をアピールしようではありませんか。このことについて、ぜひ市長の考えをお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） すばらしい提案だとは思いますが、寄附額の増収に向けては、いただいたアイデアも参考としながら、広角的な広告手法について幅広く検討してまいりたいと思います。先ほど産業政策部長が答弁させていただいたとおり、現在のむつ市の課題でございますけれども、ふるさと納税をしていただいた返礼品の不足が、ふるさと納税の収入額が減っている現状でございます。PRしたのに、ふるさと納税しても物がなかったというふうにならないように、そういった対策も含めて今後体制を強化して取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。ぜひ周回できるように、近い将来頑張ってもらいたいと思います。

次は、「むつ☆かつ」の地域移行についての再質問になりますが、私の地元南通地区には、奥内小学校、近川中学校があり、近川中学校では「むつ☆かつ」のバドミントンに体育館が利用されておりますが、グラウンドはあまり活用されていないと感じます。市内に、ほかにも利用可能と思われる施設があります。新町に老人憩の家禄寿荘（シルバーアリーナ）という施設がありますが、調べたところ、60歳以上の方はどなたでも無料で使用でき、ゲートボールやペタンクの会場として利用されていると聞いております。60歳未満の場合は有料となっております。使用時間は、月曜から土曜日、9時から16時、日曜、祝日は休館日となっていて、こちらの施設を16時以降も使用できないのか、今後はこういった学校や市内施設の開放

も必要だと考えますが、このことについて、市長、見解をお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 中学校部活動の地域移行につきましては、全国的な課題でありまして、本市といたしましても、全国に先駆けて取り組んでいる中で、活動場所の確保は課題の一つになってございます。

現在中学校の一般クラブにおきましては、学校体育施設の開放事業を活用されていることが多いと思われましても、むつ市こどもの笑顔まんなか条例の理念の下、中学生のクラブ活動の機会を確保できるよう、学校体育施設の活用方法を検討するとともに、そのほかの施設の活用につきましても、施設や安全性などを考慮した上で検討してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。

「むつ☆かつ」では、生徒が自分の意思で選択できるクラブに参加し、放課後に充実した活動を保障することを目指しておりますので、今後も引き続き「むつ☆かつ」、「むつ☆かつ」以外のクラブにかかわらず、全てのクラブ活動が同じ条件で継続してできるようにご配慮をお願いするとともに、視野を広げての施設利用を検討いただき、利用条件の見直しなど、柔軟な対応をお願いいたします。

次に、脱炭素とスマート農業の現状、寅福プラントさんの現状について、私にはかなりの数の離職者がいる等の声が寄せられておりましたが、今部長が答弁されたことで、現在約100名を雇用し、安定的な生産、出荷ができており、トマトの年間生産量の見込みはおおむね計画どおりと伺いました。寅福プラントさんには、地域から期待されている産業でもありますので、今後も引き続き離職者を少なく、安定した雇用状況を続けていただく

よう、強くお願いしたいと思います。

次に、スマート農業推進に向けた取組と今後についてですが、環境保全型農業技術の世界のトップで、天敵昆虫や交配昆虫の利用を中心としたIPM技術や完全閉鎖型の施設園芸により、化学合成農薬や化学肥料の環境への負荷を抑える技術が発達しているオランダ、面積は九州ほどしかありませんが、農産物の輸出総額は世界第2位という農業大国です。その中でも、オランダ最大の施設園芸地帯で環境に配慮した最先端の園芸農業が営まれ、最大の産地であるウェストラント市と合意書を交わして交流できることは、寅福プラントだけに限らず、今後のむつ市の農業発展において必要なノウハウを学び、技術を習得できるチャンスでもあります。この先の農業は、IPM技術や農薬、化学肥料に依存せず、天候にも左右されない完全閉鎖型の施設園芸の技術が必要になり、それが主流となっていくと思います。

現状では、交付金などの支援制度を利用して、スマート農業の導入がなされたのは寅福プラント1件とのことですが、今後はウェストラント市との交流をむつ下北の農業の発展に生かしていただきたいと思います。

山本市長は、むつ市が先進的にカーボンマイナスやGXに取り組んで、全国のモデルになっていきたいと話していました。私もそうなるように願っています。この事業がしっかりとむつ市に根付き、ウェストラント市との交流がむつ市、下北の農業をますます発展させ、世界にないビジネスモデルが確立できるようにむつ市全体で応援していきたいと思います。再質問はありません。

最後に、新しいまちづくりモデル事業についての質問に移ります。今回の事業では、市中心部にある金谷公園周辺と田名部地区での取組ですが、むつ市には大畑、大湊、川内、脇野沢地区など活性化が必要な地域がたくさんあり、先ほどのスキ

一場の通年利用の質問でも少し触れましたが、これからの地区は、まちの中心部、商店街に活気がなく、非常に寂しく感じます。多くの住民から、取り残されたと感じる、何とかできないものかとの声を聞きます。

今回の事業は、コンパクトなまちづくりなので、市内中心部をメインに病院や商業施設を集中することに重きを置いたと思いますが、今後今回の事業で該当しなかった他地区の活性化についてどのようにお考えなのか伺います。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） お答えいたします。

市中心部以外の活性化についてであります。大湊地区につきましては、先ほど触れられましたので、そのほかの地区についてになりますけれども、大畑地区につきましては、むつ市立地適正化計画において、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を設定しており、近年では国土交通省の補助事業を活用し、庁舎移転に伴う地域の拠点整備を行ったところでございます。

また、川内地区、脇野沢地区につきましては、本年11月のむつ市立地適正化計画の変更において地域生活拠点を設定し、都市機能の維持、誘導を図ることとしております。

今後におきましても、各地区におきまして、安全安心で暮らしやすいまちづくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。私自身、選挙のときに市内全域を回ったときや地域の方の声を伺いに行く際に、地域格差を多少なりとも感じます。利便性のよい市内中心部に暮らす方々もむつ市民、中心部から遠く離れた地区に暮らす方々もむつ市民、格差ゼロは難しくても、先ほど市長がおっしゃいました、市でバスを走らせているということもそうでしょうが、サポート体

制を強化して、少しでも不便さや疎外感を軽減する努力が必要です。

このことに関して、11月14日の東奥日報さんの記事で、街の幸福度ランキングと住みたい街ランキングが取り上げられておりました。東北版ランキングで幸福度では2位に六戸町、3位藤崎町、4位おいらせ町、住みたい街では、5位に弘前市でした。このランキングは、回答者50名以上の自治体を対象として集計しているとのことですが、ランクインしていないから幸福度が低いというわけではありません。しかし、むつ市の名前がなかったので、正直寂しく感じたものでした。

むつ市民の幸福度を100%に近づける努力は必要不可欠であり、その先に人口減少、少子高齢化、若者の流出の歯止め、そして地域活性化につながる光が見えてくるのではと感じます。しかしながら、幸福度は行政の力だけ、努力だけでは非常に厳しいものであります。

ケネディ大統領が就任演説で話した言葉があります。「あなたの国があなたのために何ができるのかを問うのではなく、あなたがあなたの国のために何ができるのかを問うてほしい」。私は、この言葉こそ、今の厳しい状況をよい方向に導くヒントではないかと感じております。

誤解や批判を受けるかもしれませんが、むつ市があなたのために何ができるのかを問うのではなく、あなたがむつ市のために何ができるのかを問うてほしい。私自身も含め、市民一人一人の意識改革と努力の先にむつ市の明るく希望に満ちた姿が見えてくるのではないのでしょうか。

以上、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、井田茂樹議員の質問を終わります。

## ◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月5日は野中貴健議員、富岡直哉議員、佐藤武議員、佐藤広政議員、浅利竹二郎議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時52分 散会